



四国税理士会報

第479号
2026.1.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 石井 晶子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



Snoopy Happiness Night

撮影者 松山支部 荻山 英記

主な記事

新春号特集

・年頭のご挨拶

・高松国税局長と四国税理士会会長との新春対談

高松国税局との定例懇談会

部・委員会だより～制度部・税務支援対策部～

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

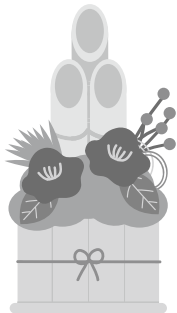
○ 年 頭 の ご 挨拶 …… 3	四国税理士会会長 浜崎 友二 高松国税局長 齋地 義孝
○ 潮 流 …… 6 ・税理士に期待されること～成年後見人になろう～	専務理事 井上 英俊
○ 新 春 対 談 …… 7 ・税務行政の将来像について語り合う	齋地高松国税局長、浜崎会長
○ 高松国税局との定例懇談会 …… 12 ・税務調査に関するアンケート実施結果、税務研究所研究発表会について提言	
○ 高松国税局からのお知らせ …… 24 ・口座振替はじめてみませんか？ ・令和7年分 民間給与実態統計調査への協力依頼について	
○ 12 月 の 会 務 …… 27 ・第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題等を確認 ・税務署における税理士掲示板の状況等を確認 ・税務支援対策部からの審議依頼に対応 ・フリーランス新法への対応等を協議 ・令和9年度税制改正に関する意見の討論等 ・研修受講の徹底について協議 ・10月24日以降の社会保険労務士会との協議会の状況等 ・会員の綱紀保持のための施策を協議 ・「税を考える週間」行事の对外広報の実施結果等を報告 ・本年度の租税教育の取り組み方等について協議 ・相続・遺言・信託・成年後見制度に関する無料相談等の実施結果を確認	常務理事会 総務部会 制度部会 税務支援対策部会 調査研究部会 研修部会 業務対策部会 綱紀監察部会 広報部会 租税教育推進部会 公益業務支援部会
○ 部・委員会だより …… 34 ・制度部だより ・税務支援制度について	制度部 税務支援対策部
○ 研修部からのお知らせ …… 38	
○ 研 修 会 の ご 案 内 …… 38	
○ TAINS インフォメーション …… 39	情報化対策部
○ 税 の 広 場 …… 40 ・通勤手当の非課税限度額の引上げについて	
○ 私 の イ チ オ シ ! …… 41 ・現在、43都道府県制覇	赤穂 英一（大洲支部）
○ 支 部 だ よ り …… 43 ・支部旅行	坂出支部
○ 会 員 異 動 …… 44	
○ 編 集 後 記 …… 44	広報部長 石井 晶子

表紙写真説明

タイトル Snoopy Happiness Night

コメント タオル美術館の庭園で開催されているウインターイルミネーションです。3Dプロジェクトマッピングも上映されて、スヌーピーが好きな人には特に楽しめると思います。

撮影者 松山支部 萩山 英記



年頭のご挨拶

四国税理士会会長

浜崎 友二



新年あけましておめでとうございます。謹んで新年のお慶びを申し上げます。今年度の会務運営は順調に推移しており、会員皆様のご支援に感謝申し上げます。

令和8年度の税制改正ですが「インボイス制度の2割特例・8割特例」の適用期限延長を求めて要望活動を行った結果、1割下がったものの「3割特例・7割特例」として2年間の延長となりました。また、少額減価償却資産限度額が40万円未満に引き上がる等の要望が実現しました。政治連盟及び後援会の活動に感謝申し上げます。

「税務署の税理士掲示板の取り外し」については、各支部における事情があるにも関わらず、名札の取り外し、掲示板の税務署との共同利用にご理解を頂き感謝申し上げます。

また、冊子による会員名簿は今年度を最後に廃止します。これらは何れも個人情報保護の観点からの対応であります。支部別に検索が可能となり利便性が向上したこと、電話番号の不記載等掲載内容について会員の要望を取り入れる等の整備がされた「税理士情報検索サイト」活用の一歩化を目指すものでありご理解をいただきたいと思っております。

「日税連の会費値上げ」が決定されたことをうけ、各税理士会において会費値上の検討が必要となっております。当会においてもプロジェクトチームを立ち上げ「財政安定化の検討」を進めています。昨年12月の徳島を皮切りに、各県で必要性を説明させていただき、支部のご意見をお聞きする予定としています。会員のご理解をいただいた上で進めて参ります。

「税理士の業務のICT化推進」については、一昨年「税理士事務所のデジタル化」をテーマにデジタルフォーラムを開催しましたが、今年の12月に「顧問先企業のデジタル化」をテーマに第2回目を開催します。顧問先企業のデジタル化は待ったなしです。積極的に働きかけをいただき、多くの顧問先企業の参加をお待ちしております。

「税務研究所」の活動ですが、昨年11月に日税研をはじめ7つの税理士会から20名の参加をいただき、第1回目の「研究発表会」を開催しました。各県別に研究した発表は、高い評価をいただくことが出来ました。オンデマンド配信をしますので是非ご視聴いただきたいと思っております。研究員の皆さん大変お疲れ

謹賀新年



四 国 税 理 士 会
四 国 税 理 士 協 同 組 合
四 国 税 理 士 共 済 会
四 国 税 理 士 政 治 連 盟

様でした。今後のご健闘をご期待申し上げますと共に、新しい研究員を募集しますので多くの方の応募をお待ちしております。

県別支部懇話会でいただいた支部の課題である、小支部における税務支援等の事業の広域対応、支部長及び役員負担軽減の方策として県連事務局による支部の事務の代行等を検討して参ります。若者が期待を持てる税理士業界とするべく、課題解決に向けた一年としたいと思います。

昨年秋に高市政権が誕生し「日本列島を強く豊かに」をスローガンに、「責任ある積極財政」を掲げ強い経済を実現する方針を打ち出し、高い支持率を得ています。日本経済の復活に期待したいと思いますが、コロナ対応で膨らんだ借入金の返済、円安による物価高が続いていること等、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。また、デジタル化の進展等、環境の変化への対応が求め

られており、顧問先企業が存続・発展していくため税理士の役割は益々高くなっています。税理士の社会的信頼を高めるため役員一同一致団結して会務運営にあたって参ります。

結びに当たり、会員皆様のご意見を活かした会務運営を行って参りますので、今後とも変わらぬご理解・ご支援をお願いいたしますとともに県連・支部の益々のご発展と、会員皆様のご繁栄・ご健勝を祈念申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます

令和八年の年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

四国税理士会会員の皆様におかれましては、税理士としての公共的使命の達成と、顧問先の発展に向けた多岐にわたるご貢献にご尽力されるなか、当基金の事業運営に多大なるご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

当基金は、昨年四月に実施いたしました制度変更（給付要件の短縮、掛金率の選択肢拡大など）により、より柔軟で使い勝手の良い私的年金制度として、多くの皆様に新たにご活用いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

急速に進む少子高齢化、そして社会保障制度の持続可能性が問われる中、公的年金に加えて老後の資産形成に寄与する当基金の役割は、今後一層重要になると認識しております。

本年も、改正された制度の更なる定着と、加入者様への「将来にわたる安心の提供」を運営の柱とし、税理士並びに税理士事務所職員の皆様の福利厚生の実に資するよう、安定した制度運営に誠心誠意努めてまいります。

今後とも、当基金の事業に対するご理解と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝と益々のご発展を心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

日本税理士企業年金基金
理事長 瀬戸 順 一



年頭のご挨拶

高松国税局長

齋地 義孝



令和8年の年頭に当たりまして、四国税理士会の皆様方に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

四国税理士会並びに会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御支援・御協力を賜っており、改めまして、厚く御礼申し上げます。

税理士の皆様方は、「独立した公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図る」という高い公共性を有する使命のもと、国民の納税義務の適正な実現に最大限寄与することが期待されています。

そのような中、四国税理士会の皆様方は、確定申告期の税務支援をはじめ、租税教育の普及・推進や中小企業に対する支援事業のほか、「税を考える週間」における「税に関する無料相談」や街頭キャンペーン等による税の啓蒙活動など、様々な社会貢献活動に取り組んでおられます。これらの活動は、税理士としての使命を果たすものであり、会員の皆様方の御尽力に対しまして、深く敬意を表する次第です。

私たち国税当局は、経済社会のグローバル化やデジタル化等の進展により、税務行政を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中であっても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を着実に果たしていくため、本年も引き続き、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収の実現に努めてまいります。

また、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」の実現に向けて、税務におけるデジタル技術の活用を進め、税務手続を簡便化するとともに、事業者の業務のデジタル化に取り組むことで、

税務を起点とした社会全体のDX推進に貢献してまいりたいと考えております。

高松国税局としましても、5年後、10年後の四国の経済社会の在り方を見据えつつ、納税者目線を徹底して、e-Taxやキャッシュレス納付を中心に納税者の利便性の向上に取り組み、将来的には「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しています。

事業者の業務のデジタル化に関しまして、四国税理士会におかれましては、本年12月に2回目となるデジタルフォーラムを松山市で開催されると伺っております。

私どもと共通する将来像を見据えた大きなイベントであり、開催までは大変な道のりであることと存じますが、盛大に開催され、成功を収められることを期待しています。

国税当局としても是非とも協力させていただきたいと存じますので、何なりとお声かけいただきますようお願いいたします。

さて、間もなく、令和7年分の確定申告期を迎えることとなります。

国税当局といたしましては、マイナンバーカード方式によるスマホ申告やマイナポータル連携の利便性を周知・広報するなど、自宅等からのe-Taxを利用した申告を推進するとともに、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組むこととしております。

しかしながら、これらの取組は、国税当局の力だけでは到底なし得るものではなく、税の専門家として独立公正な立場から幅広い納税者の方々と接しておられる皆様方のお力添えがあってはじめて可能になるものと考えております。

会員の皆様方にとりましても業務多忙な時期とは存じますが、税務支援事業への積極的

な取組、e-Tax 申告の推進やキャッシュレス納付の利用勧奨のほか、マイナンバーの税務関係書類への記載など、多岐にわたる御支援と御協力をいただくこととなりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

四国税理士会におかれましては、従来から国税当局と良好な信頼関係を築いていただいております。本年も引き続き、これまで培ってまいりました相互信頼と協調関係を更に深

めながら、申告納税制度を支える良きパートナーとして国税当局と共に歩んでいただくことができますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たり、新しい年における四国税理士会のますますの御発展と会員の皆様方の更なる御繁栄及び御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



税理士に期待されること～成年後見人になろう～

成年後見制度は、認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な方を法的に支援する制度です。この制度には、本人の判断能力が低下した後に家庭裁判所が選任する法定後見制度と、本人が元気なうちに自ら後見人を選ぶ任意後見制度の2種類があります。

この制度は、本人を保護することを目的としており、1999年の民法改正で従来の禁治産制度に代わり、2000年4月1日に施行されました。

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類があり、本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長などが申し立てることで開始し、家庭裁判所は申し立てを受けて成年後見人を選任します。また任意後見制度は、本人が判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ任意後見人になる人やその権限を契約で決めておく制度で、この契約は公正証書で締結する必要があります。

最高裁判所事務総局家庭局の令和6年1月～12月の「成年後見関係事件の概況」では、成年後見関係事件の申立件数は41,841件で、対前年比2.2%の増加となっており、これからも高齢化が進み認知症等に罹患する方が増えるため、さらに増加が予想されます。申立人については、市町村長が最も多く全体の23.9%を占め、次いで本人23.5%、本人の子19.3%の順となっています。申立ての主な動機については、預貯金の管理・解約が多く、次いで身上保護となっています。成年後見人等と本人との関係については、親族が全体の17.1%、親族以外が82.9%となっており、親族以外の内訳は、弁護士25.7%、司法書士34.7%、社会福祉士20.1%、社会福祉協議会4.6%、税理士0.2%、行政書士5.1%、精神保健福祉士0.1%、社会保険労務士0.4%、市民後見人1.0%となっています。令和6年12月末日時点における、成年後見制度の利用者数は253,941人となっており、前年対比1.8%の増加となっています。

成年後見人等には特別な資格要件はありませんが、これから高齢化社会が進んでいき、高度な専門知識と適格な判断が求められる場合に、税理士が後見人として就任することが求められます。

税理法第1条に規定する税理士の使命を達成するために、税理士には高潔な倫理観と高度な専門性が求められており、税理士業務の職能は社会への貢献機能を果たすことが期待されていますので、身の回りに判断能力の不十分な方がいらっしゃいましたら、ぜひとも成年後見制度の助言および就任をお願いいたします。

(専務理事 井上 英俊)

新春対談



高松国税局長 齋地 義孝
四国税理士会会長 浜崎 友二

税務行政の将来像について語り合う

【司会（石井広報部長）】 新年、あけましておめでとうございます。

毎年新年号の特集として企画しております、高松国税局長と四国税理士会会長との新春対談は好評をいただいております、本年度で33回目を迎えることができました。

齋地局長並びに浜崎会長にはお忙しい中にもかかわらず、貴重なお時間を割いていただきありがとうございます。この対談では、会員が普段接する機会の少ない国税局と税理士会のトップお2人の素顔の一端をご紹介します。どうかよろしく願います。

※ このあと、お2人から年頭のあいさつがございましたが、これにつきましては、本誌掲載「年頭のご挨拶」と重複する部分が多くありましたので、割愛させていただきました。

それでは、局長が四国に赴任されて約半年が過ぎましたが、これまでのところの四国の印象はいかがですか？

【齋地局長】 人も自然も、食も酒も、文化・芸術もスポーツも、伝統も歴史も素敵な魅力に溢れていて、毎日がとても充実しています。

香川県は瀬戸内国際芸術祭の夏会期・秋会期の開催場所のほとんどを訪れることが出来



ましたし、うどんや骨付鳥をはじめとする食文化も堪能しています。

徳島県は阿波踊りを観覧し、艶やかな女踊りと力強く個性的な男踊りの調和に加えてお囃子の音色が素晴らしかったです。また、大塚国際美術館、渦潮、かずら橋などワクワクとドキドキの体験は忘れられません。

愛媛県は松山城の美しさは格別ですし、懐かしい九州の地を望む佐田岬や景観が素敵な石鎚山登山のほか、海から引き揚げられた紫電改には先人の想いと平和に対する祈りを感じました。

高知県はよさこい祭りとひろめ市場の賑わいに驚き、足摺岬や四万十の自然に魅了され、そして何より土佐のお酒と食の組合せには人を幸せにする力を感じました。

【浜崎会長】 四国4県を回り、各県の文化に触れて頂き、それぞれの特徴をお話し頂き嬉しく思います。

四国は、外から見ると一つのように思われる方が多いのですが、中央にある石鎚山を最高峰とする、急峻な四国山脈に分断されていて、往来が厳しく、各県がそれぞれの文化を育んできた歴史があります。

また、弘法大師の生誕の地であり、八十八ヶ寺にお参りする遍路旅に多くの方が訪れています。なお、世界遺産登録に向けて活動もしております。是非訪れて頂きたいと思います。

あと、私の出身は今治～尾道間で折り重なるように島が点在する芸予諸島の因島村上水軍の支配下だった弓削島と言う小さな島です。その芸予諸島を橋で結んでいる「しまなみ海道」は「サイクリストの聖地」と言われてい

ます。時間があればサイクリングを楽しんで頂きたいと思います。空を飛んでいる感覚になると聞いています。

【司会】 次に、趣味や最近新たに始められたことなどがあれば教えてください。

【齋地局長】 東京で勤務していた時には通勤電車の中で本を読むことが多く読書を趣味としていましたが、今は職場と住居が近いことから散歩や家事の合間に本を朗読で聴いています。これを私は「聴書」と言っています。聴書の中からお気に入りのものがあれば購入して読んでいます。書籍だけでなく耳から情報を入れることやスマホの音声入力を活用することが多いです。

それから、最近は生成AIを活用した情報収集やアイデアの壁打ちにも凝っています。業務における生成AIの活用はこれからになると思いますが、日常生活の中では生成AIと触れ合う時間を大切にしています。

また、通勤時間が短いと歩く時間が少なく運動不足になるので朝ウォーキングをしています。栗林公園にはよく出かけてスマホで写真を撮っています。夏は蓮の花を、秋には紅葉を撮っていました。写真は瀬戸芸でも旅行でも沢山撮っています。四国各地の自然、歴史、文化、食と酒を記憶にも記録にも残していません。

【浜崎会長】 近くにある、伊佐爾波、東雲、護国神社、八十八ヶ寺の石手寺の4つのコースを設定して、土日に朝日を浴びながら一時間程度ウォーキングをしています。体内時計が元に戻る感覚になります。

あとは、月一ゴルフぐらいで、練習しないのでいつまで経っても上達しませんが、全国各地で会議が開催される時、それに合わせてゴルフをして、気分をリフレッシュしています。色々な場所でのプレイは楽しみです。

【司会】 次に、現在までに印象に残っている仕事についてお伺いしてもよろしいですか？

【齋地局長】 私にとって印象に残っている仕事という質問はとても難しい質問です。

約38年の公務員人生の中で22年間を財務省主税局にて勤務してきました。主税局では毎年度の税制改正プロセスに携わる中で、我が国の社会・経済のあり方や将来の方向性、そ

して、経済のグローバル化の進展などとても多くのことを経験することができました。

そして、主税局では自分の役割を認識してお互いに支えながらチームとして仕事をする事、特に、上司・同僚と真剣に意見をぶつけ合いながら成案につなげていくプロセスは人間としても成長に導いてくれたと感じています。

このような経験がその後の職場経験における私の判断の基礎となり、その時々の上司・同僚とのチーム作りにも生かされたと思います。チーム作りの中での多くの方とのつながりは私の人生における宝物となっています。

【浜崎会長】 22年の主税局勤務、税制改正に長く関わって来られたんですね。

税理士会から毎年税制改正建議の説明に伺っていますが、今年は私も初めて8月に参加しました。真摯に対応して頂き、良い協議が出来ていると感じました。

公平・中立・簡素が税制の基本ですが、政策的配慮から制度が複雑になっていて、納税者が理解しづらい状況になっているのが気になっているところです。基本を大事に議論されることを願っています。税理士側からの要望もしかりですが。

一昨年12月5日に国税当局から多くの皆さんにご参加頂き「デジタルフォーラム」を開催し、税理士事務所のデジタル化のスタートを切りました。今年の12月8日に松山市で2回目の「デジタルフォーラム」を開催する予定です。事業者にも案内し、事業者のデジタル化にスポットを当てたいと考えています。デジタル化への対応が喫緊の課題だと考えています。

それから今年度は昨年11月に「税務研究所の初めての研究発表会」を開催しました。4県毎にチームを組んで2年間研究をしてきました。この経験が今後の税理士としての活動に必ずや生きてくるものと信じています。2年に一度の発表を予定していますが、発展を願っています。

【司会】 仕事をする上で大切にしていることや心掛けていることはありますか。

【齋地局長】 仕事をする上では「凡事徹底」を大切にしています。私たちの仕事は「納税者



の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という組織理念にあるとおり、常に納税者の皆様とつながっています。

ですから、納税者の信頼を得るためには、一つ一つの業務を丁寧かつ確実に実施していくことが大切だと考えています。このことを職員一人一人が意識して、仕事をするのできる環境をみんなで整えていきたいと考えて実践するようにしています。

【浜崎会長】 いつも心がけていることは「感謝と自己責任」です。税理士会の会務は、役員の皆さんが、それぞれの立場でその役割を全うされています。それもボランティアです。本当に感謝しか有りません。ワンチームとして、目標に向かっていく組織となるよう努めて行きたいと思っています。そして、最後は私が責任を取るというスタンスで会務に当たっています。

【司会】 税務行政のデジタルトランスフォーメーションにより税務行政の効率化への取り組みが進んできておりますが、今後、AI・データ分析の活用などの観点から税務調査等への取り組みも交えてお教えいただければと思います。

【齋地局長】 税務行政のデジタルトランスフォーメーションに関しましては、「税務行政のデジタルトランスフォーメーション～税務行政の将来像2023」に基づき「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」の3つを柱に取り組んでいます。

税務調査等への取組は、「課税・徴収事務の効率化・高度化」の部分になりますが、国税庁が保有するデータベースに蓄積された申告



内容や法定調書などをAIを活用した予測モデルで分析し、その結果と独自に収集した情報を組み合わせて調査必要度の高い分野や悪質な事案等に重点化するという取組を行っています。

また、税務調査の臨場前に帳簿書類等に係る電子データの提供を依頼しそのデータの提供を受けることにより、事前に分析して調査を効率的に進めることで納税者の皆様の臨場時の対応に伴う負担感の軽減にもつながる取組などを行っています。

「事業者デジタル化の促進」は、事業者の皆様が行う会計・経理等の様々な業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上のほか、業務の効率化にもつながることも期待されますので、関係民間団体等の様々な関係先と連携・協調しつつ、積極的に取り組んでまいります。

【司会】 GSS（ガバメントソリューションサービス）が導入されると聞いていますが、導入後において税務行政と税理士や納税者との関わり方がどう変わるか教えてください。

【浜崎】 調査等におけるオンラインツールの利用が、10月より金沢国税局と福岡国税局で始まると、発表がありました。会員の関心事は「税務調査でどのように使われるか」です。資

料のやり取りのセキュリティ対策、調査着手日が何時になるのか等、懸案事項はたくさんあります。十分な周知の上で進めて頂きたいと思います。

【齋地局長】 国税庁ホームページでの周知とあわせて税理士会の皆様にはお伝えしているところですが、国税庁においては令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しています。

金沢国税局と福岡国税局ではすでに先行導入されており、高松国税局においても令和8年6月に導入されることとなっています。

GSS導入後の事務においては、例えば調査を実施する際に、必要に応じてインターネットメールやWeb会議システム（Microsoft Teams）などのオンラインツールを利活用することとしております。

これまで税理士の皆様や納税者の皆様と私たち税務職員との連絡は電話や郵送で行っていましたが、これからは必要に応じてメールを利用することができるようになります。また、職員との打ち合わせもこれまでの対面に加えてWeb会議システムを利用することが可能になります。

このようなオンラインツールの利用に当たっては、税務署や国税局の担当者と利用者双方の合意の元で利用することになります。

詳細については、国税庁ホームページに「税務行政におけるオンラインツールの利用について」を掲載していますので、ご確認いただきたいと思います。

【司会】最後に、新年の抱負をお聞かせください。

【齋地局長】私たちの仕事は世の中の動きを捉えて、常に進化していかなければならないと考えています。今、国税庁においては「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～税務行政の将来像2023」の実現に向けて取り組んでいます。特に、国民の皆様の信頼という点においては、納税者目線の徹底を図って取り組んでいる納税者の利便性の向上について、組織としての発信力を高めていきたいと考えています。

いよいよ来月から確定申告が始まります。確定申告事務に関しても各種の利便性の向上に取り組んでいます。みなさんの身近になくはないスマホを活用した確定申告による利便性向上にも毎年取り組んでいます。

高松国税局における約60万件の確定申告書のうち約3割、約16万件が給与所得者の還付申告です。この方々に是非日本版記入済申告書への第一歩となる進化したマイナポータルとの連携を活用したスマホ申告を体感してもらいたいと考えており、そのための周知・広報にも引き続き取り組んでいきます。

税理士会や関係民間団体の皆様のお力添えをいただきながら、取り組んで参りたいと思いますので、これまでも増した協調関係を築いていただきますようお願いいたします。

【浜崎会長】次年度は、会長3期目の最後の年度となります。会費値上げの検討、会館問題の解決、デジタル化の更なる推進、支部における役員負担の軽減と活性化等、課題を残さず次に引き継ぎたいと思っています。諦めないで一步ずつ進んで参ります。

【司会】お話が盛り上がりしておりますが、時間がきてしまいました。長時間にわたり、貴重なお話をありがとうございました。今回の対談ではトップお2人の普段見られない一面を見ることができ、楽しい対談となりました。

今後ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、新春対談を終了いたします。



税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

高松国税局との定例懇談会

税務調査に関するアンケート実施結果、
税務研究所研究発表会について提言

四国税理士会と高松国税局との本年度2回目の定例懇談会が、11月25日税理士会館3階において開催された。

懇談会では、齋地局長並びに浜崎会長のあいさつに続き、高松国税局からは、①事業者のデジタル化促進について②e-Tax等の利用拡大・マイナポータル連携について③令和7年分確定申告について④キャッシュレス納付等の利用拡大について⑤滞納の未然防止について一などの議題が、また、当会からは、①税務調査に関するアンケートの実施結果について②税務研究所研究発表会一などの議題が提出され、忌憚のない意見交換が行われた。



高松国税局



四国税理士会

高松国税局提出議題



【デジタルインボイス対応済サービス一覧】
（デジタルインボイス推進協議会HP）

1. 事業者のデジタル化促進について



後藤総務部長

当局においては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つを柱として取組を進めています。

このうち、事業者のデジタル化に関しては、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。事業者が日頃行う事務処理について、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）が実現すると、事業者側では、正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できることに加え、経営の高度化に資することが期待されます。

各会計ソフトベンダーから、売手と買手で会計システムが異なっている場合でも、請求から入金消込まで自動化できるデジタルインボイス（Peppolインボイス）に対応した会計ソフトや業務システムもリリースされています。インボイス制度や電子帳簿保存法への対応を契機としながら、関与先の業務や事務処理のデジタル化の推進をお願いします。

事業者のデジタル化促進は、事業者の身近な存在であられる税理士の皆様のお力添えがあつてのことと思いますので、何卒、御協力をお願いします。



【事業者デジタル化促進特設ページ】



【デジタルインボイスの基本】
（YouTube 動画）

2. e-Tax 等の利用拡大・マイナポータル連携について

当局における e-Tax の利用件数は、皆様方の御協力のおかげをもちまして全体的に順調に推移しています。

国税庁においては、納税者や税理士の皆様方の利便性向上や行政運営の効率化、官民を含めたコスト削減等の観点から、あらゆる税務手続がオンラインで完結することを目標に、利用者の方々からのシステム改善要望に可能なものから対応し、各種環境整備に努めているところです。

なお、令和7年10月改定の「オンライン利用率引上げに係る基本計画」において、中長期的なオンライン利用率目標を定め、積極的な利用勧奨を実施しています。

四国税理士会におかれましては、引き続き、会員の皆様方及びその関与先に対し、一層の e-Tax 等利用拡大の働きかけを積極的に行っていただきますようお願いします。

また、令和8年1月以降、収入関係については、「生命保険契約等の一時金・年金」及び「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」が、控除関係については、ふるさと納税以外の一部の寄附金が、新たにマイナポータル連携の対象となる予定です。マイナポータル連携などのマイナンバーカードの利活用は、年末調整手続の電子化や確定申告手続の簡便化など、事務の効率化や納税者の利便性向上に資することとなりますので、マイナンバーカードの普及・利用促進やカード本体の有効期限に係る更新手続について、会員の皆様方はもとより、関与先やその従業員の方々に対しても、あらゆる機会を通じて、引き続き、広く周知をお願いします。



【オンライン利用率上げに係る基本計画】
(国税申告手続等)



(国税納付手続等)



【R6年度オンライン手続利用状況】【令和7年分確定申告マイナゴ連携】



3. 令和7年分確定申告について



小熊課税部長

1 外部委託事業

「確定申告期における無料申告相談」及び「確定申告電話相談センターにおける電話相談等業務」については、公募の結果、本年も四国税理士会に受託していただくこととなりました。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

なお、「確定申告期における無料申告相談」の具体的な実施方法については、各税務署において各支部の皆様方及び地方税当局と協議していくこととしていますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

おって、「確定申告電話相談センター」については、前年と同様、高松第二国税総合庁舎において実施することとしています。

2 e-Tax を利用した申告の推進

会員の皆様方におかれましては、これまでも代理送信など、e-Tax を利用した申告の推進に御尽力いただいているところですが、引き続き、所得税、消費税（個人事業者）及び贈与税の e-Tax について積極的な御利用をお願いします。

なお、事業者から e-Tax 又は認定クラ

ウド等のほか、eLTAX の「電子的提出一元化機能」を利用し、オンライン提出された給与所得の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携の自動入力対象となるなど、e-Tax の利便性がより一層進んでいます。

このため、関与先源泉徴収義務者に対して、引き続き、e-Tax 又は認定クラウド等や eLTAX の「電子的提出一元化機能」を利用したオンライン提出による源泉徴収票の提出を周知いただくとともに、マイナポータル連携の利便性やマイナンバーカードを利用したスマートフォンによる e-Tax 申告について従業員の方へ周知いただくなど、自宅等からの e-Tax の推進に向けて、御理解と御協力をお願いします。

3 税務署の申告相談体制

(1) 確定申告期間中の署外会場

署外会場については、前年と同様、徳島税務署が「アスティとくしま」（閉庁日対応を含む。）、高松税務署が「高松シンボルタワー（ホール棟1階）展示場」（閉庁日対応を含む。）、新居浜税務署が「イオンモール新居浜」に設置することとしています。

(2) 閉庁日対応の実施

本年は、3月1日（日）に県庁所在地の4税務署において、申告相談、電話相談、確定申告書の收受及び納付相談（現金収納は行わない）を行うこととしています。

なお、電話相談については、基本的に確定申告電話相談センターで対応することとしています。

また、確定申告会場における閉庁日対応は、令和7年分の確定申告期をもって終了し、令和8年分以降の確定申告期においては実施しない方針です。ただし、確定申告電話相談センターにおいては、令和8年分以降も閉庁日対応を実施する予定です。

(3) 確定申告会場の開設日

当局管内の税務署の確定申告会場については、2月16日（月）から開設

します。

なお、各税務署の来場者の実情等により、申告相談を行わない日などを設定する場合や、非常勤職員等の能力向上等を目的として、2月13日（金）以前に確定申告会場のプレオープンを実施する場合がありますので、御承知おきください。

4 インボイス制度に関する周知広報

前事務年度に引き続き、インボイス制度の導入以降、免税事業者からインボイス発行事業者となった者など一定の者に対する個別の周知施策を実施予定です。

令和7年11月から令和8年2月にかけて、順次、国税庁からインボイス発行事業者に対し、2割特例の適用不可、滞納の未然防止及び無申告防止を周知する3種類のダイレクトメールをインボイス発行事業者の態様に応じて一括発送する予定としていますので、御承知おきください。

4. キャッシュレス納付等の利用拡大について



石原徴収部長

1 キャッシュレス納付について

当局においては、納税者が納税しやすい環境整備を行うとともに事務処理の効率化を図り、現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減及び事業者における業務のデジタル化等の観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

キャッシュレス納付割合については、令和7年10月にオンライン利用率引上げに係る基本計画が改定され、令和8年度末までに全税目で54%、源泉所得税で36%とする新たな目標値が設定されました。

当局のキャッシュレス納付割合は、全

税目・源泉所得税ともに全国と比べると低調な状況であり、目標達成に向けて、納付機会が多い源泉所得税を重点的に利用勧奨に取り組むこととしていますので、四国税理士会の皆様方におかれましては、関与先への働きかけや周知に御理解・御協力をお願いします。

なお、源泉所得税のキャッシュレス納付の利用勧奨をより効果的に実施していくため、高松国税局で「キャッシュレス納付体験コーナー」の操作画面を紹介した「使ってみよう！キャッシュレス納付体験コーナー」動画（令和7年10月）を作成しました。皆様方におかれましては、関与先への働きかけや税理士事務所の事務員が参加する研修会等など、様々な場面で当動画を活用していただくようお願いいたします。

（主な取組状況）

- ・地方銀行（一部信用金庫を含む。）と連携し、金融機関の窓口業務・渉外担当の行員に対する研修会を実施（一部地方団体も参加）
- ・日本銀行支店長と国税局長との意見交換会を実施
- ・法人会主催の年末調整説明会で会員企業の経理担当者、税理士事務所の事務員などの実務担当者向けのキャッシュレス納付の研修を実施
- ・ゆうちょ銀行と連携し、窓口・渉外担当による利用勧奨について協力依頼



【YouTube 動画】
（PC 版）



【YouTube 動画】
（スマホ版）



【源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー】

2 電子納税証明書

納税証明書のオンライン請求・受取の

利用拡大については、納税者の利便性向上と事務処理の効率化等につながることから、PDF形式の電子納税証明書の積極的な利用勧奨のほか、税務署窓口において来署者に対し、オンライン請求を体験してもらうなど、次回以降の自宅等からのオンライン請求につなげるよう取り組んでいます。

特に、PDF形式の電子納税証明書は、スマホ、タブレットやパソコンから、e-Tax を使って簡単に請求できるほか、

- ① 税務署まで受取に出向く必要がない
- ② 期間内であれば何度でも印刷して使用可能である
- ③ 提出先がデータ受取可能であればデータにより提出できる

などの様々なメリットがあります。

皆様方におかれましても、関与先に対して積極的にこれらのメリットを御紹介いただくようお願いいたします。

5. 滞納の未然防止について

当局においては、適正・公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する周知・広報、納期限前後や調査時の納付指導などにより、滞納の未然防止に積極的に取り組んでいるところです。

年が明けますと令和7年分の確定申告期を迎えますので、皆様方におかれましては、滞納の未然防止の観点から、振替納税を利用勧奨していただくなど期限内納付の指導を行っていただくようお願いいたします。

特に、消費税の新規課税事業者に対しては、確実に利用勧奨を実施していただくようお願いいたします。

なお、消費税の課税事業者に対しては、「予納ダイレクト」を利用すれば、課税期間中にあらかじめ毎月の納付日や納付金額を登録して一定額を予納することが可能であり、期限内納付に向けて御都合・御事情に応じ、計画的に納税資金を積み立てることができまので、積極的な利用勧奨をお願いします。

また、関与先から、期限内納付が困難である旨の申し出があった場合には、納税緩和制度に関して周知していただくほか、具体的な

納付計画を検討した上で早期に署徴収部門(担当)へ相談するよう御指導をお願いします。



【国税の納付にはダイレクト納付がおすすめです】

《周知（依頼）事項》

1. 税務署窓口における取組について

1 キャッシュレス推進デーの全署拡大について

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、納税者の方が申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていただけるよう、オンラインを活用した税務手続の見直しに取り組んでいます。

より多くの方々にキャッシュレス納付の利便性を感じていただき、継続して御利用いただけるように、全国の特定の税務署において「キャッシュレス推進デー」を設けて実施しております。高松国税局管内でも令和7年4月から、徳島県下全ての税務署で実施しておりますが、この度、令和8年1月からは管内の全税務署において実施することといたしました。

「キャッシュレス推進デー」とは、特定の日に税務署の窓口で納税のために来署された方を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧に説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験していただく日としています。

なお、この取り組みは、地方銀行を中心に一部の金融機関の窓口等でも実施する予定です。

税理士の皆様方におかれましては、キャッシュレス納付の利用を更に推進させていくために、皆様御自身の御利用や、関与先の利用環境に合わせたキャッシュレス納付利用勧奨につきまして、御協力をお願いします。

高松国税局管内の 実施署	令和7年4月から徳島県 下全ての税務署 ※令和8年1月からは高松国 税局管内全ての税務署で実 施
実施日	毎月10日 ※土日祝日の場合は、翌開庁 日

2 税務署用紙等配付の見直しについて

国税庁では、オンライン手続等の更なる推進の観点から、税務署窓口における用紙等の配付方法を見直しています。

具体的には、税務署の窓口付近に設置していた「用紙コーナー」を撤廃し、書面による手続からオンライン手続へ誘導した上で、オンライン手続等に対応できない方には、国税庁ホームページを利用した用紙等のダウンロードによる取得の利用を勧奨しています。さらには、令和7年10月より利用者自身がコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用し、必要な用紙等を取得できるサービスも開始されました。

また、年末調整関係書類や確定申告関係書類についても、税務署で配付できる用紙の数量には限りがありますので、原則としてオンライン手続等に対応できない方に配付することとしております。

税理士の皆様方におかれましては、引き続きオンライン手続による申告等手続に御理解と御協力をお願いします。



【マルチコピー機で印刷できる申告書等】

2. 調査等におけるオンラインツールの利用について

国税庁においては、令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入することとしており、既に導入されています金沢国税局・福岡国税局以外の国税局においては、令和8年3月から6月までの間に導入される予定です。

GSS導入後においては、税務調査等を実施する際、税務署及び国税局の担当者と利用者双方の合意の下で、必要に応じてオンラインツール（インターネットメール、Web会議システム（Microsoft Teams）又はオンラインストレージサービス（PrimeDrive））を利用することとしています。

GSS導入後のオンラインツールの利用手順等については、国税庁のホームページに掲載しています。



【税務行政におけるオンラインツールの利用について】



四国税理士会提出議題

1. 税務調査に関するアンケートの実施結果について



岩佐副会長

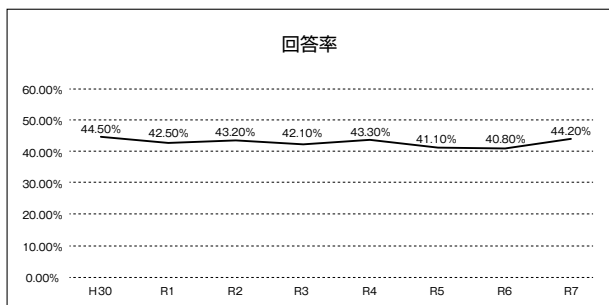
税務調査の立ち会いは、税理士法に掲げる税理士業務のひとつである「税務代理」に該当します。税理士としては非常に重要な業務であり、関心も高いことからこのアンケートの回答率も平成30年以降は毎年40%を超えています。税理士会としましては健全な税務行政に寄与するため、調査の現場で生じた様々な問題を集約し当局に提起する資料として、「第24回税務調査に関するアンケート（以下、「アンケート」という）」の実施結果について、概要を報告いたします。

1 回答状況

令和7年6月末時点の会員1,657名中、733名（前年度669名）の会員よりアンケートの回答をいただきました。回答者のうち調査ありが319名で43.5%（前年度347名51.9%）、調査なしが368名で50.2%（前年度322名48.1%）、直接受任のない方が46名で6.38%でした。

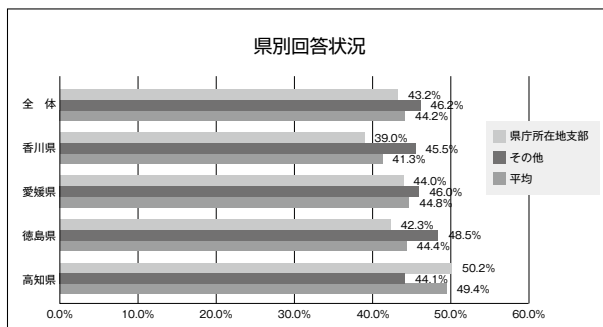
(1) 回答率の推移

今年度の回答率は44.2%と、前年度より3.4ポイント増加し、8年連続して40%台となりました。



(2) 県別回答状況

県別の回答状況ですが、香川県41.3%、愛媛県44.8%、徳島県44.4%、高知県49.4%となっており、支部別にみますと県庁所在地支部の高知支部が50%を超え、他は例年同様、県庁所在地以外の支部の回答率が高めになっているという傾向があります。



2 実地調査及び事前通知について

(1) 「法33条の2の書面」を添付した申告書について

書面添付提出件数が1,075件（前年1,123件）で法人税が152件減、所得税が43件増、資産税のうち相続税が68件増、贈与税は9件減で、譲渡所得税が2件減でした。法人税と贈与税、譲渡所得税が減少し、所得税、相続税が増加しました。相続税は、チェックシートと書面添付が似ており、なじみやすいことが考えられます。書面添付提出件数のうち調査省略の占める割合は4.3%（前年度6.3%）、調査件数の占める割合は5.2%（前年度7.7%）、事前通知無しは0%（前年度0.1%）でした。昨年にはあった書面添付をしていたにもかかわらず事前通知なしの調査が行われたというケースは今回ありませんでした。

「33条の2の書面」を添付した申告書

	書面添付提出件数	調査省略		調査件数		内、事前通知なし	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
法人税	780件	30件	3.8%	49件	6.3%	0件	0.0%
所得税	129件	10件	7.8%	1件	0.8%	0件	0.0%
相続税	149件	4件	2.7%	6件	4.0%	0件	0.0%
贈与税	0件	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
譲渡所得税	17件	2件	11.8%	0件	0.0%	0件	0.0%
合計	1,075件	46件	4.3%	56件	5.2%	0件	0.0%

※ 法人税、所得税については消費税を含む。

(2) 「33条の2の書面」を添付しなかった申告書について

書面添付をしていない申告に対する調査件数は法人税・所得税・資産税の三税目で994件ありました。前年の調査件数は1,115件であり、件数として約10.8%減少しています。

なお、調査の内、事前通知のない調査は32件（3.2%）で、昨年は21件（1.9%）でした。

「33条の2の書面」を添付しなかった申告書

	調査件数	内、事前通知なし	
法人税	598件	21件	3.5%
所得税	317件	11件	3.4%
相続税	77件	0件	0.0%
贈与税	0件	0件	0.0%
譲渡所得税	2件	0件	0.0%
合計	994件	32件	3.2%

(3) 事前通知のない税務調査の内容

本年度は、8業種21件の回答がありました。前年度は、6業種19件の回答でした。

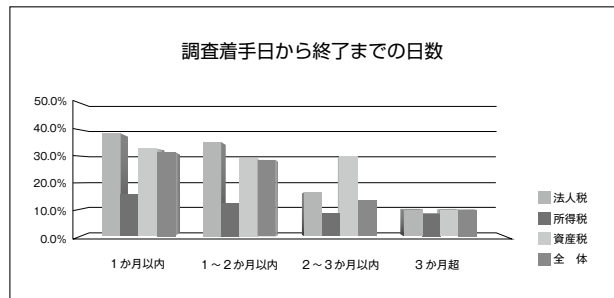
事業内容	事前通知がなかった理由として考えられること
飲食業（7件）	過去に申告もれ、現金取引が多いため、事前通知による隠ぺいの恐れ、他社の調査により申告誤りが発覚
建設業（5件）	証拠保全のためと推察、架空経費の工作、社長名義個人預金への入金額が役員報酬等に比して多額、反面調査による、特定団体加入者であったか？架空経費の工作をしていた
サービス業（2件）	内偵調査で証拠収集した、業種で選定
その他（7件）	消費税の課税事業者となるかならないかの売上、反面資料より、現金商売、新人調査官の練習

3 調査期間、調査結果及び重加算税適用状況について

(1) 調査期間（調査着手日から終了までの期間）

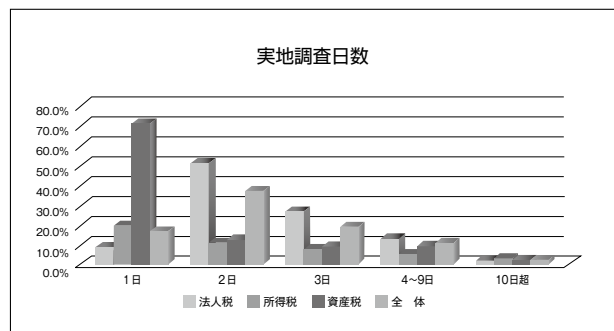
3税目とも2ヵ月以内に終了しているとするものが58.6%（前年度66.9%）となっており、2ヵ月を超える件数が231件（前年度329件）でした。この内、3ヵ月を超える件数が前年度の128件に対して今年度83件と減っており、全体の調査件数が減っているのに対して調査期間も短くなる傾向にあるようです。

なお、1ヶ月以内で終了した割合について税目別では、法人税38.2%（前年度31.5%）、所得税16.0%（前年度32.3%）、資産税34.1%（前年度27.5%）でした。



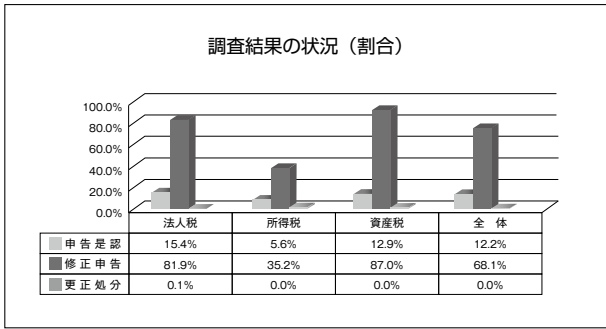
(2) 調査日数

実地調査の日数については、法人税が2~3日、資産税は1日程度で終了するという傾向が続いています。



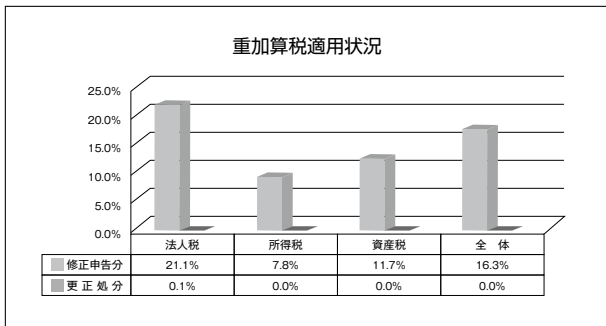
(3) 調査結果の状況

回答のあった三税目合計の調査件数は1,050件で、その内申告是認が129件（12.2%、前年度16.9%）、修正申告が716件（68.1%、前年度86.7%）となっており、前年度と比べると修正申告の割合が減少しています。



(4) 重加算税適用状況

回答のあった三税目合計の調査件数1,050件の内、重加算税が適用されたケースは172件（16.3%、前年度20.5%）でした。なお、重加算税が課税されたことに不満があるという割合は三税目合計15件で、今年度1.4%（前年度2.6%）となっています。重加算税の適用に関してその内容について意見も多く寄せられております。重加算税の適用は、納税者に大きな影響があるので、国税局におかれましては納税者の事情をよく聞き慎重な対応をお願いします。



4 反面調査について

各税目での調査件数のなかで反面調査のあった件数は、法人税134件（20.7%、前年度21.9%）、所得税41件（12.8%、前年度23.4%）、資産税11件（12.9%、前年度16.5%）でした。

三税目合計では186件（17.7%、前年度21.5%）となり、2割前後の割合で反面調査が行われています。

反面調査に対する意見も寄せられております。

- ・ 反面先からの回答が無いことを理由に調査が延ばされた
- ・ 納税者の負担が増す
- ・ 不必要な反面調査で取引先との信頼を失

う

- ・ 反面先より納税者に対して説明が求められる
- ・ 入金が1ヶ月以上遅れた

といった意見があります。

調査先にとって反面調査の先は重要な取引先である場合がほとんどですので、国税局におかれましては十分検討したうえで、可能な限り事前予約をお願いします。

項 目	反面調査件数	反面調査により生じた問題			
		長期化	関係悪化	その他	未記入
法人税	134件	54件	4件	10件	0件
所得税	41件	16件	4件	0件	0件
資産税	11件	3件	0件	1件	0件
全 体	186件	73件	8件	11件	0件

5 所得税確定申告期間中の調査について

着手申出があった日		調査着手日				未着手	
着手予定日	件数	内延期要望件数	2/3 ~ 2/14	2/17 ~ 2/21	2/25 ~ 3/17		3/18以降
2/3 ~ 2/14	27件	10件	18件	2件	0件	6件	1件
2/17 ~ 2/21	4件	0件		(内1) 4件	0件	0件	0件
2/25 ~ 3/17	1件	1件			0件	1件	0件
事前通知なし			0件	0件	0件	2件	

(注) 内書は、税務代理権限証書を提出していないものの件数

2月3日から2月14日までの間に着手申出があったケースが27件あり、そのうち延期要望件数が10件です。この期間の着手件数は18件となっており、結果的に10件の内9件は延期要望が受け入れられています。そのほかの期間は要望通り延期されています。

6 税務調査に関する意見

税務調査に関する意見については、①代理権限のない税目に関する意見②インボイス制度及び電子帳簿保存法の対応と今後の税務調査での懸念事項③その他税務調査全般に分けて回答を求めており、①については16件②については48件③については77件のそれぞれ意見の記載がありました。

それらの意見を各項目に要約すると次のとおりで、各項目別意見の一部を次ページに抜粋しています。

①については、印紙税に関する問題は調査官が調査権限を持っている税目と、税理士が代理権限を持っている税目とのミスマッチに起因するものです。調査時には調査官も印紙に関して税理士に納税者への説得等を期待している節が見受けられます。そのあたりが、意見が交錯している要因だと思われます。

電子契約等も含めて印紙税を取り巻く環境も変化しています。いつか印紙税がなくなるか、または税理士法が改正されるかどこかで決着がつけばと願っています。

②については、インボイス制度、電子帳簿保存法が定着していない現状に対する不安とその間における税務調査が厳格にすぎないことへの要望です。

③については、煎じ詰めれば調査官の立ち居振る舞いが調査そのもの、ひいては税務署に対する心証に反映します。また重加算税の取り扱いに関しても不正事実を明示するとともに悪質か否かの判断には増差税額の多寡も考慮に入れるべきと思われます。また近年若手調査官が増え、調査の長期化があるという意見があります。

「①代理権限のない税目に関する意見」

- ・日本全国に展開している会社ですが、10数店舗の内1店舗の数か月を確認しただけで、10数店舗分の課税文書を推計した。
- ・代理権限を付与していただいたほうが対応しやすい気がします。
- ・調査に立ち会う立ち会わない関係なしに、税理士の方に連絡を入れてもらえるとありがたい。
- ・印紙税についても税理士が対応するほうが実務上、双方にとって有益であると思います。法改正をお願いしたいです。
- ・法人税または所得税調査の際に印紙税を指摘されることがあるが、代理権限がないことを理解した上で、代表者等にしっかり説

明していただきたい。

「②インボイス制度及び電子帳簿保存法の対応と今後の税務調査での懸念事項」

- ・インボイス特例を延長してほしい。
- ・誤りを修正ではなく指導してほしい。導入したばかりで判断が難しいため。
- ・軽微なミスについては指導にとどめていただくなど、納税者が委縮してしまわないような対応をお願いできればと思います。
- ・仕入税額控除の要件を細かく指摘されているようですが、消費税の本質的な制度に鑑みて、高飛車に納税者を責めるようなことは控えてほしい。
- ・電子帳簿保存法への対応が不十分なため、その点への税務調査が厳しくなれば心配である。
- ・電子データの保存・整理に関しては、今後の税務調査での事例を見て対応したい。
- ・電子帳簿保存法ができていない顧客が多い（紙印刷）。
- ・零細企業に電子帳簿保存法は無理。

「③その他税務調査全般」

- ・売上計上漏れは重加算税なのか。
- ・質疑応答記録書に異なる文章を作成され署名を求められる。
- ・事前通知は早めに、メールで来ると良い。引き出し、手帳、ノートを、帳簿を全く見ないうちに見たいと要求。トイレと言って他を見に行く。乱暴な言動。
- ・5月の3月決算の繁忙期に無予告調査が来る。
- ・留め置き調査が濫用。反面調査が時間かかりすぎ。税務調査も長期化。
- ・若手調査官が増え、調査の長期化。
- ・電子媒体での調査のパソコンの用意。リモート調査に向けての録音の承認。
- ・電子申告による調査書類の提出の操作が難しい。
- ・大量の資料のコピーの非効率さ。
- ・3年調査と5年調査がはっきりしない。
- ・調査対象の見極めが的を射ていない。
- ・書面添付を出していても、意見聴取なく実地調査。

- ・税理士でも税務署に相談しても良いのでは
いか。

2. 税務研究所研究発表会について



河上副会長

1 税務研究所

四国税理士会税務研究所は、令和5年6月の定期総会において税務審議室を発展的に解消し、税制等に関する研究を行う研究部門と不服申立等の支援を行う審議部門を併せ持つ機関として設置されました。

(1) 目的

税理士会員及び税理士法人会員の業務の改善進歩及び資質向上に資するため、国内外の税制、会計、経営、法律その他関連諸科学の研究、国際交流の支援、行政処分等の不服に対する事案の解決を目的とする。

(2) 業務

- ・国内外の税制、会計、経営、法律その他関連諸科学を研究する。
- ・内外の研究機関と連携し、資料・情報の収集及び交換を行う。
- ・研究活動の成果を随時発表する。
- ・日本税理士会連合会主催の公開研究討論会の研究活動に参加する。
- ・会員から依頼のあった税務調査に係る不服申立等について適切な助言を行いその迅速な解決に協力する。
- ・その他本研究所の目的を達成するため、関連する事業を行う。

(3) 部門

所長 1名

研究部門：副所長 4名、研究員 24名

審議部門：副所長 1名、研究員 4名

研究所顧問：香川大学法学部教授

青木 丈 先生（東京税理士会）

(4) 他の単位会等における研究機関の設置状況

- 日税連 「税制審議会」
「日本税務研究センター」
- 東京会 「日本税務会計学会」
- 北海道会 「税務研究所」
- 東京地方会 「税法研究所」
- 北陸会 「税務研究センター」
- 千葉県会 「千葉税務研究所」
- 名古屋会 「名古屋税務研究所」
- 関東信越会 「税経研究所」
- 東海会 「税務研究所」
- 近畿会 「近畿税務研究センター」
- 中国会 「税務研究所」

2 研究発表会

令和5年の発足以来、「税理士の視点」を共通テーマとして県別に約2年間の研究期間を経て、令和7年11月11日（火）にリーガホテルゼスト高松において、当会会員のほか他の単位会の研究機関等からの来賓を迎え、記念すべき第1回の研究発表会を開催しました。

研究発表の概要は次のとおりです（発表順）。

(1) 愛媛県

「税理士法第2条の3新設からみる税理士の役割」

税理士法第2条の3の新設により、税理士はICTを積極的に活用し納税者の利便性向上を図ることが求められるようになった。同条新設の経緯・立法趣旨等を踏まえ、デジタル社会において、税理士が「申告納税制度の理念を守る番人」として果たすべき役割について提言した。

(2) 高知県

「税理士目線で考える相続税について～同性婚の問題を中心として～」

同性婚を取り巻く現状、事実婚との比較、各種制度における取扱いの比較、相続税法上の配偶者・相続人に関する制度の適用の可否と制度の趣旨からの検討を行った。また、各種のケースを想定し現行制度の下で同性パートナーへ相続時に財産を渡すための実務的な対応策について検討し提言した。

(3) 徳島県

「より公平な法人税課税を検討する」

法人税の公平性について「税率」「課税ベース」の観点から、中小企業・大企業の税負担の実態、租税特別措置の適用状況等について各種の統計資料の分析やシミュレーションを行い、「担税力に応じた公平な法人課税」を実現する方策として「超過累進税率の導入」、「租税特別措置の整理・廃止」を提言した。

(4) 香川県

「税理士の業務環境整備に資するための消費税制度改革」

消費税制度の複雑さが税理士と納税者に大きな負担を与えており賠償責任リスクが増加しているとの問題意識の下、現行制度の問題点を分析し、基準期間の廃止、届出書の提出期限の見直し、制度の簡素化と適正転嫁不能額（益税・損税）の解消、申告納税手続のデジタル化に税理士が果たすべき役割について提言した。

日 税 研 究 賞



— 論文・著書募集 —

共 催：日本税理士会連合会／公益財団法人日本税務研究センター

2026年2月1日-3月31日 (当日必着)

応募要領：
Webサイトにてご確認ください。

日 税 研 究 賞

検 索



お問い合わせ先

日本税務研究センター「日税研究賞」係
 TEL:03-5435-0912

—— 税理士の使命と倫理 ——
税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

高松国税局からのお知らせ

口座振替 はじめてみませんか？



おすすめポイント

- ① 振替納税を利用すると口座振替日は**約1か月後**になります。
令和7年分の確定申告書を申告期限（※1）までに提出し、振替依頼書を法定納期限（※2）までに提出する必要があります。
- ② 銀行や税務署の窓口に出向かなくても納付ができます。

	申告所得税及び 復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
申告期限※1 法定納期限※2	令和8年 3月16日 (月)	令和8年 3月31日 (火)
口座振替日	令和8年 4月23日 (木)	令和8年 4月30日 (木)

ご利用される方は、振替依頼書（オンライン又はハガキ）を申告期限（※1（消印有効））までに提出してください。

利用可能税目

- ◇ 申告所得税及び復興特別所得税
 - ・ 申告期限内に申告された確定申告分・延納分・予定納税分（1期、2期）
- ◇ 消費税及び地方消費税（個人事業者）
 - ・ 申告期限内に申告された確定申告分・中間申告分

ご利用に当たっての注意事項

- ◇ 一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗ではご利用できない場合がありますので、利用の可否については、あらかじめ金融機関へお問い合わせください。
- ◇ 領収証書は発行されません。
- ◇ 納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、口座引落としから1週間程度かかる場合があります。
- ◇ 転居等により所轄税務署が変更となる場合は、変更後の所轄税務署へ新たに振替納税の手続をするか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した確定申告書又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する必要があります。
- ◇ 口座引落日（振替日）を確認し、振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。
なお、口座引落としができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかることになります。

振替依頼書はオンラインでも提出できます！

STEP 1

e-Taxにログイン

e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください（利用者識別番号が即時発行されます）。

STEP 2

振替口座の情報を入力

- ①ご自身の氏名、住所、利用する申告区分等の必須項目を入力します。
- ②ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。

STEP 3

「提出」ボタンを押して送信

- ①送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
- ②受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

その他の納付手続きのご案内《インターネット環境のある方》

- ◇ ダイレクト納付
- ◇ インターネットバンキング等
- ◇ クレジットカード納付
- ◇ スマホアプリ納付

詳しくは、「国税の納付手続き」をご覧ください。



上記の手続きにより納付ができない方は、納付書を使用し、金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付することができます。納付書の書き方は、納付書裏面をご覧ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.go.jp>



e-Tax

検索

高松国税局からのお知らせ

令和7年分 民間給与実態統計調査への協力依頼について

令和8年1月中旬頃発送予定です。

国税庁では、毎年事業所の皆様の御協力のもと「民間給与実態統計調査」を行っております。この調査を基に作成される「民間給与実態統計」では、民間の事業所における年間の給与の実態等を公表しており、それらの情報は、租税収入の見積り、租税制度の検討及び税務行政運営等の基本資料として役立てられております。

「民間給与実態統計調査」の実施に当たっては、国税庁が全ての国税局分を一括して民間業者に業務委託し、委託業者が「民間給与実態統計調査事務局」として、調査に関する用紙類の発送、問い合わせに対する回答及び調査票の回収を行っています。なお、調査の対象者は、全国の事業所（源泉徴収義務者）の中から、その規模等に応じ、一定の方法により抽出された事業所となっており、調査に関する書類の発送は、令和8年1月中旬頃を予定しています。

税理士の皆様におかれましては、関与先から「不審な調査が行われている」等のお問い合わせがあった場合、不審な調査ではない旨を御説明いただき、調査票の回収に御協力をお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページの特設ページ「令和7年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ」を御覧ください。

【令和7年分の委託先（民間給与実態統計調査事務局）】

委託先事業者名：株式会社インテージリサーチ

お問合せ先：国税庁「令和7年分民間給与実態統計調査」事務局

〒203-0053 東京都東久留米市本町1-4-1

TEL 0120-927-329（平日9:00~18:00） FAX 0120-380-885

(注) お問合せの際は、送付された「民間給与実態統計調査」関係書類に記載されている調査対象者ID（13桁の数字）をお伝えください。

令和7年分確定申告期における 税務署の閉庁日対応の実施について

(お知らせ)

令和7年分確定申告期間中の令和8年3月1日（日）、下記の税務署で申告相談、確定申告書の收受及び納付相談の閉庁日対応を実施いたしますので、お知らせいたします。

高松国税局

徳島、高松、松山、高知の各税務署

(注) 徳島税務署及び高松税務署は、署外会場（アスティとくしま、高松シンボルタワー・ホール棟 1階展示場）

◇ ◇ 12月の会務 ◇ ◇

日	会議・行事名	主な内容
1	第4回調査研究部会	令和9年度税制改正に関する意見の討論等
	第10回登録調査委員会 (ハイブリッド)	新規登録申請に係る登録適否調査等
	消費税研修会 (高知)	「誤りやすい事例で確認する消費税実務の留意点」 税理士・東京地方会会員 石井 幸子 氏
2	消費税研修会 (松山・ライブ)	
8	第2回公益業務支援部会	相続、遺言、信託、成年後見制度に関する無料相談等の実施結果を確認
9	第2回税務研究所正副所長会議 (ウェブ)	税務研究発表会の振り返り
10	第2回広報部会	「税を考える週間」行事の对外広報の実施結果等を報告
	第3回研修部会	研修受講の徹底について協議
	第3回デジタル化対策PT会議 (ハイブリッド)	SHIRASAGIとホームページの改修等
11	国税局との実務者会議	高松国税局・四国税理士会の提案事項等
12	第2回業務対策部会	社会保険労務士会との協議会 (10/24以降) の状況等
	高松国税局との書面添付制度に関する協議会	書面添付制度の普及・定着に向けた取り組み方等
15	第2回租税教育推進部会	本年度の租税教育の取り組み方等について協議
16	第2回綱紀監察部会	会員の綱紀保持のための施策を協議
	消費税研修会 (徳島)	「誤りやすい事例で確認する消費税実務の留意点」 税理士・東京地方会会員 石井 幸子 氏
17	消費税研修会 (高松)	
18	第4回総務部会	税務署における税理士掲示板の状況等を確認
	第2回制度部会 (ウェブ)	税務支援対策部からの審議依頼に対応
	第2回税務支援対策部会	フリーランス新法への対応等を協議
25	第5回調査研究部会 (ウェブ)	第54回 (令和10年予定) 公開研究討論会準備委員会の設置等
	第11回登録調査委員会 (ハイブリッド)	新規登録申請に係る登録適否調査等

常務理事会

11月25日開催

第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題等を確認

令和7年度第7回常務理事会が11月30日、税理士会館3階において開催された。

この会議では、①令和7年度税務支援の実施計画案②第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題—などを議決した。

(議決事項)

1. 令和7年度税務支援の実施計画案

多田税務支援対策部長から、令和7年度税務支援の実施計画案に関して次の各項目について説明が行われ、採決の結果、全会一致で可決承認した。

(1) 受託事業**①確定申告期**

- ・ 無料申告相談
- ・ 電話相談センターにおける電話相談

②その他

- ・ 個別指導方式による記帳指導

(2) 協議派遣事業

- ・ 商工会等への派遣
- ・ 農協等への派遣
- ・ 電子申告の代理送信

(3) 独自事業

- ・ 税金相談センター

(4) フリーランス新法への対応**2. 事務局職員の冬季賞与の決定**

井上専務理事から、事務局職員の冬季賞与については、専務理事に一任願いたいとの説明が行われ、採決の結果、全会一致で可決承認した。

3. 第4回理事会・第3回支部長会合同会議の提出議題

佐々木専務理事から、1月20日に開催される第4回理事会・第3回支部長会合同会議に提出する議題について説明が行われ、採決の結果、全会一致で可決承認した。

(協議事項)**1. 高松国税局との定例懇談会の提出議題等**

佐々木専務理事から、本年度第2回目の高松国税局幹部との定例懇談会のスケジュール・議題等の説明が行われた。

2. 新年賀詞交歓会の運営等

佐々木専務理事から、1月20日に開催する新年賀詞交歓会の、①次第②来賓案内者③会員出席予定者等一などの説明が行われ、当日の会議スケジュールなどを協議した。

3. 財政の安定化に向けた検討

井上専務理事から、日税連の会費値上げに伴う四国会の対応について、改善策等の説明が行われた。今後の事業費や会議の開催について、部・委員会等でも予算を見直し検討することとした。

(報告事項)**1. 認定研修の実施結果**

浜崎会長から、前回の常務理事会以降申請

のあった11件の研修に対し、認定したとの説明が行われた。

2. 各部・委員会からの報告事項**【総務部】**

- ・ 11月21日に予定通り親睦ソフトボール大会を開催した。ご協力いただきありがとうございました。

【制度部】

- ・ 日税連にて次期税理士法改正について早期の改善要望意見書のまとめを行っている。
- ・ 紛議調停委員会から紛議調停申立書の様式変更が提出されたので、部会で確認する。

【調査研究部】

- ・ 現在令和9年度税制改正に関する意見書を取りまとめている。

【研修部】

- ・ 日税連にて新入会員研修及び倫理研修の義務化を検討している。

【綱紀監察部】

- ・ 下半期における懲戒処分は無い見込みだが、今後も研修やチェックシートの利用等、非行防止の注意に努めたい。

【租税教育推進部】

- ・ 講師養成研修会が4県すべてにおいて無事終了した。引き続き租税教室へのご協力をお願いしたい。

【公益業務支援部】

- ・ 相続、遺言、信託、成年後見制度に関する無料相談が各県で実施された。12月の部会で各県での開催報告が行われる。

【中小企業対策部】

- ・ 11月21日に中小企業支援の研修会に参加し、「担い手探しナビ」等の説明を行った。

総務部会

12月18日開催

税務署における税理士掲示板の状況等を確認

1. 日税連会議出席報告

重松部長より、12月15日に開催された日税連総務部会の出席報告として、①税理士職業賠償責任保険の加入勧奨②税理士会における会員情報の取扱い③税務署における税理士掲示板の取扱い—などの説明がなされた。

2. 税務署における税理士掲示板の取扱い

各県委員より、県下の税務署における税理士掲示板の所有者、撤去状況、撤去費用等が報告された。支部と税務署の協議結果について、12月中に各県で取りまとめのうえ四国会に報告することとした。

3. 部会事業の見直し検討

財政問題検討プロジェクトチームから検討依頼を受けた予算の削減について検討した。次年度は集合会議を1回ウェブ会議に変更するほか、会議費、社会保険労務士報酬、電磁的方法による通知準備費を廃止することとした。また、女性会員及び若手会員の会務参画についての懇談会費用2回分を新たに計上することとした。

4. 災害対策訓練の実施結果

11月5日に行った災害対策訓練の実施結果が報告され、次回以降の訓練方法等を協議した。

5. 四国税理士会親睦ソフトボール大会の実施結果及び次回の開催

11月21日に開催した四国税理士会親睦ソフトボール大会について、大会収支を含めた実施結果が報告された。また、次回は徳島県で開催することを確認した。

6. 会務のデジタル化

メールによる通知について、今後はホームページ「お知らせ」の更新情報を配信することとした。

7. その他

税理士職業賠償責任保険の加入勧奨について協議した。

制度部会

12月18日開催

税務支援対策部からの審議依頼に対応

1. 日税連制度部会の出席報告

藤本部長より、12月8日に開催された日税連制度部会の出席報告として、①「税理士法改正に関する意見」作成スケジュール②次期税理士法改正に向けた論点報告③制度部に寄せられた税理士法関連の照会及び回答—などの説明がなされた。

2. 四国税理士会税務支援細則の一部変更案

四国税理士会税務支援細則の一部変更案について協議した結果、税務支援対策部に対して一部修正を依頼することとした。

3. 四国税理士会紛議調停細則（第1号様式・第6号様式）の一部変更案

前回の部会で紛議調停委員会に修正依頼をした四国税理士会紛議調停細則（第1号様式・第6号様式）の一部変更案について、修正版を確認した。異議はなく承認され、正副会長会に上程することとした。

4. 予算の削減

次年度の予算について、ウェブ会議の回数を1回減らすこととした。また、会議費については当該項目を廃止することとした。

5. その他

大西専務理事より、12月8日に開催された日税連会務制度委員会の出席報告がなされた。

税務支援対策部会

12月18日開催

フリーランス新法への対応等を協議

1. 日税連会議出席報告

多田部長から、12月4日に開催された日税連税務支援対策部会の出席報告として①事務引継ぎ事項に係る基本的対応の方向性案②リモート税務支援推進施策案③協議派遣事業におけるリモート税務支援に関する勉強会の開催④e-TaxにおけるID・パスワード方式の見直しに係る周知への協力依頼一などの報告が行われた。

2. 高松国税局の受託事業

多田部長から、令和7年度確定申告期に実施する①「無料税務相談」②電話相談センター等における電話相談等業務の受託事業一など各受託業務についての説明が行われた。

3. 令和7年度税務支援の実施計画案

多田部長から、令和7年度の税務支援の実施計画案の説明が行われた。

4. フリーランス新法への対応

多田部長から、令和6年11月1日に施行されたフリーランス新法について、令和7年6月25日以降、日税連へ各税理士会様々な質問が寄せられており、これを受けて日税連税務支援対策部においてQ & A形式に取りまとめ共有していくとの説明が行われた。四国会としても支払時期の厳守等今後も注意していくこととした。

調査研究部会

12月1日開催

令和9年度税制改正に関する意見の討論等

1. 東京会 日本税務会計学会第60回記念年次大会報告

市川部長から、11月18日に開催された日本税務会計学会第60回記念年次大会について報告が行われた。

2. 令和9年度税制改正に関する意見の討論

令和9年度意見書について、税制改正及び税務行政に関する会員からの意見要望等の内容及び各県での検討結果をもとに協議した。協議の結果、再度12月末に部会を開き修正点等確認することとした。

3. その他

今後の会議スケジュール等を確認した。



研修部会

12月10日開催

研修受講の徹底について協議

1. 令和7年度研修受講率を向上させるための施策

過去会員向けに送付した研修受講のお願い文書や受講状況等の文書を確認し、本年度の受講率向上施策について協議した。なお、1月号会報に「国税庁への研修受講記録の提供について」の記事を掲載することとした。

2. 研修受講の徹底（受講推奨方法について）

昨年同様に3月下旬に電話・FAX・メールを活用した研修受講義務未達成者に対する受講勧奨を支部長に依頼することとした。

3. 令和8年度年間研修事業計画の確認・進捗状況

大石部長から、令和8年度年間研修事業計画の説明が行われ、研修内容や講師の確認等が行われた。

4. 認定研修審査会

各団体から提出された認定研修申請及び会員から提出された受講義務免除申請について各々審査を行った。

5. その他

日税連研修部会出席報告として、登録時研修義務及び倫理研修必須化の説明が行われた。また、日本税理士企業年金基金から、PR動画放映依頼があったため、研修のライブ配信の休憩時間を利用して放映することとした。

業務対策部会

12月12日開催

10月24日以降の社会保険労務士会との協議会の状況等

1. 10月24日以降の社会保険労務士会との協議会の状況

各県での開催報告や今後の開催予定を確認した。

2. 相談室の各県の状況

各県から相談件数等の経過報告が行われ、年度末に再度相談件数を報告することとした。

3. 「税理士業務のデジタル化取組事例50」と「税理士の専門家責任を実現するための100の提案（改訂版）」の周知方法

周知方法について検討した結果、会報にて周知を行うこととし、掲載方法について検討した。

4. その他

藤井部長から、税務調査のウェブ対応へのシフト等について報告が行われた。

綱紀監察部会

12月16日開催

会員の綱紀保持のための施策を協議

1. 日税連綱紀監察部会の出席報告

尾上部長から、12月4日開催の日税連綱紀監察部会の出席報告として、①令和8年度事業計画及び予算②会則処分の量定基準③長期会費滞納者の対応④各会における綱紀事例に関する情報共有⑤今後の会議スケジュールなどの説明が行われた。

2. 会員の綱紀保持

尾上部長から、会員の綱紀保持の対策として、本年も会報2月号に「使命達成と品位保

持のお願い」文書を同封することなどの説明が行われた。

3. 令和8年度事業計画案及び予算案

尾上部長から、本年度の取組状況を踏まえた重点事業及び予算案の説明が行われ、改正案について協議した。今後各自で検討し、次回の部会において確定することとした。

4. その他

①税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人における注意事項のポイントと派遣・出向時の監督義務等の注意事項についての情報共有②次回の部会開催日一などを検討した。

広報部会

12月10日開催

「税を考える週間」行事の对外広報の実施結果等を報告

1. 日税連会議出席報告

石井部長から、12月1日に開催された日税連広報部会の出席報告として、①对外広報企画出演者候補の推薦②税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」着ぐるみの制作③パンフレット「税理士になろう」④機関誌「税理士界」執筆者の推薦⑤機関誌「税理士界」の電子配信⑥会報電子化に係る各税理士会での状況⑦税理士による租税講座一などの説明が行われた。

2. 今後の事業内容の見直し

今後の事業内容の見直しとして本年度・次年度の予算について確認したが、広報部としては現状の予算案で進めることとした。

3. 税理士による租税講座の実施

石井部長から、令和8年度は租税講座を実施しないこととし、令和9年度以降は租税教育推進部が行う「税理士による寄附講座」と統合することから、本年度の四国大学が最後の租税講座であるとの説明が行われた。

4. 「税を考える週間」行事の对外広報の実施結果

各県ごとに、「税を考える週間」行事の对外広報として、新聞広告、街頭キャンペーン等の実施結果の報告が行われた。

また、確定申告期及び税理士記念日の对外広報としては、日税連制作のCM素材や独自の素材を使用し、各県の実情に応じて新聞広告・テレビCM・インターネット等での広報などを行うこととした。

5. ホームページの更新等

現在の四国会ホームページの更新状況の確認並びに今後の更新について検討した。

また、デジタル化対策プロジェクトチーム会議において提案のあった税理士の方への修正点を確認した。

6. にちぜいくん普及促進

石井部長から、にちぜいくんの普及促進について使用に関する申請書等の確認や使用用途について説明が行われた。

7. 会報第475～478号の発行報告

会報第475号～478号の発行報告がなされた。

8. 会報第479・480号の編集計画

479～480号の会報担当表

号数	479号	480号	
発行日	1月10日	2月10日	
原稿の締め切り	11月30日	12月26日	
担当	表紙写真	愛媛	徳島
	部・委員会だより	制度部 税務支援対策部	調査研究部
	税の広場	徳島	高知

9. その他

①次回の部会開催日②会報スケジュールの見直し一等を協議した。

租税教育推進部会

12月15日開催

本年度の租税教育の取り組み方等について協議

1. 本年度の租税教育の取り組み方

本年度の租税教育の取り組み方について、今後も日税連の方針に従い高校生以上を対象とした授業を積極的に推進していきたいとの説明が行われた。

2. 令和7年度重点事業の具体的施策及び予算

橋本部長から、事業内容の見直しとして本年度・次年度の予算について説明が行われ、来年度は他会との合同部会もあることから、四国会主催の研修会は行わないこととし、寄附講座や租税教室に係る打合旅費や見学費の削減等を協議した。

3. 各県での租税教室講師研修会

各県ごとに租税教室講師研修会の開催結果及び問題点等を報告した。また、日程等の理由で他県の養成研修に参加できないかとの意見もあることから、来年からは他県での参加も可能な方向で進めていくことを検討した。

4. 特別支援学校での租税教室に関する研修会

来年度は他会との合同部会も検討していることから、標記研修は行わないこととし、令和9年度の開催について今後検討することとした。

5. その他

①令和9年度寄附講座の打合せ②次回の部会開催日一などを検討した。

公益業務支援部会

12月8日開催

相続・遺言・信託・成年後見制度に関する無料相談等の実施結果を確認

1. 日税連公益業務支援部会の出席報告

森部長より、9月17日に開催された日税連公益業務支援部会の出席報告として、①令和7年度「地方公共団体監査制度実務研修」の実施②相続・遺言・信託・成年後見制度に関する無料相談等の実施③日本公証人連合会の遺言、任意後見等の制度普及に関する広報活動の連携及び公正証書のデジタル化一などの説明がなされた。

2. 相続・遺言・信託・成年後見制度に関する無料相談等の実施結果

各県委員より、相続・遺言・信託・成年後見制度に関する無料相談等の相談者数、相談内容、広報活動等の報告がなされた。

3. 成年後見制度研修

各県委員より、成年後見制度研修の実施状況の報告がなされた。

4. 成年後見制度利用促進に向けた連携等の活動

各県における地域連携ネットワークへの参画状況を確認した。引き続き、参画促進に向けた取組を継続していくこととした。

5. 地方公共団体に対する監査委員・外部監査人等への選任要請活動

森部長より、地方公共団体に対する監査委員・外部監査人等への選任要請活動について、各県の県庁及び県庁所在地市役所を訪問し、選任要請を行ってほしいとの説明がなされた。

部・委員会だより

制度部だより

制度部

平素より制度部の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年度より制度部長を拝命いたしました、松山支部所属の藤本と申します。歴代の部長が築いてこられた制度部の役割と責務の重さを改めて感じながら、身の引き締まる思いでおります。微力ではございますが、会の発展と円滑な制度運営に寄与できるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

本年度は、会務の安定的な運営と制度の適正な維持を図る観点から、次の3項目を重点施策として掲げ、取り組みを進めております。ここに概要をご報告申し上げます。

1 税理士法に関する調査研究および情報提供

税理士制度を取り巻く環境は、行政手続きの変化や社会構造の転換により大きく様変わりしました。令和4年の税理士法改正においては税理士法2条の3が新設され、税理士自らのデジタル化や中小企業のデジタル支援者としての立場が明確化されました。日税連制度部においては次なる税理士法改正に向けて論点整理を開始しており、税理士資格制度（試験免除制度、受験資格、試験科目等）や税理士法人制度（一人法人化、無限責任の位置付け、解散手続など）等について重点的に議論を進めております。四国会制度部におきましても次期税理士法改正に向けた論点整理について四国会としての方向性をまとめてまいります。

2 会則及び諸規程の整備と改善

会務運営の根幹を支える会則・規程類は、適切な整備と運用が求められます。本年度は、各部・委員会より上程される規程・細則の改正案について、四国税理士会会則等との整合性、税理士法との適合性、条文構成や表現の一貫性の確保といった観点から精査し、必要な指摘・調整を行っております。

3 組織機構および運営制度の合理化

会員構成の変化や業務環境の多様化を踏まえ、会としての運営体制の効率化が求められています。制度部では、部会・事務局における役割分担や業務内容を再検討し、重複業務の整理、非効率な手続の改善を進めてまいります。

日税連制度部では次の3点も事務引継ぎ事項とされています。適宜調査・研究を進めてまいります。

① 第7回税理士実態調査の活用について

本調査は、過去の税理士法改正に伴う制度の定着状況、税理士・税理士法人の社会貢献活動や中小企業支援の取組状況など、現場の実態を的確に示す貴重なデータを網羅しており、これらの内容は、税理士制度のさらなる発展や業務の改善を図るうえで欠かせない基礎資料と位置付けられるものであり、制度部としても会員への周知を図ると同時に、関連する分掌期間と問題点等の情報共有を図り、適切な会務運営に資するべく活用されたい。

② 「税理士法人に関するQ&A」及び「税理士法人の手引き」の取り扱いについて

制度部では、税理士法人制度に関する理解促進を図るため、「税理士法人に関するQ&A」

および「税理士法人の手引」の整備にも取り組んでおります。これまで会員から寄せられた質問と当部の見解を整理し、手引を補完する資料として会員専用サイトに掲載するとともに、制度改正や新たな論点に応じて随時改訂作業を行ってまいりました。直近では、改訂版を令和5年5月に掲載しているもので活用されたい。

③ 諸外国における納税者権利憲章と税務代理人制度との関係に関する研究について

納税者権利憲章の制定は先進国において一般的な動きとなっており、納税者と国家との関係を明確化する重要な役割を担っています。諸外国の制度はわが国とは課税体系が異なるものの、納税者権利憲章の導入は税理士業務へ多大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、将来の制度検討に備える観点から、諸外国における納税者権利憲章が各国の税務代理人制度とどのように関連付けられているかについて、必要に応じて調査研究を適宜進められたい。

以上、制度部といたしましては、よりよい税理士制度のために必要な部会運営を心掛け、次なる税理士法改正に向けた取り組みと、会務がより円滑に運営されるように諸制度の整備と改善に引き続き努めてまいります。本年度も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

税理士業界の皆様だけがご加入できる


信頼と安心の年金基金

5人以上の従業員を雇用している士業の個人事務所は社会保険への加入が必要となっています

2025年4月に
制度の変更を
行いました


☑一時金の支給要件を1ヶ月に短縮

☑年金掛金率を事業所毎に1.2%・3.0%・5.0%から選択可能



ふやしマリスの
「ふーちゃん」

ご加入いただける方 厚生年金に加入している税理士事務所、税理士法人、その他法人(株式会社、合同会社等)がご加入いただけます。



ご加入の
メリット

1

掛金は
全額損金算入
できます

2

採用力の強化や
離職の防止にも
貢献

3


退職金の
社外積立に
利用できます

4

積立額は
元本割れ
しません

5

70歳まで
加入
できます




日本税理士企業年金基金

https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/ 税理士基金 Q

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851(代) / FAX.03-5740-0853
Mail: contact@zeikikin.or.jp

制度の詳細、資料請求はこちらから



部・委員会だより

税務支援制度について

税務支援対策部

いよいよ、令和7年分の確定申告期における税務支援事業が始まりました。

今年度の税務支援事業は、無料申告相談や商工会等における代理送信について、原則的には第六世代の税理士カードを使用するなど、新しい取組もありますが、従事会員の皆さんには、電子申告代理送信マニュアルに沿った申告書等作成指導や特定個人情報の厳正な管理など、適切な対応をよろしくお願いいたします。

以下は、税務支援制度について紹介していきます。このことを通じて、皆さんの当部に対する理解が深まれば幸いです。

【税務支援の趣旨】

税務支援は、税理士の社会貢献を通じて、広く国民に税理士制度に対する理解を得るという意義を持つ、税理士会の重要な事業活動の一つです。

税理士は税理士法第1条に定める公共的使命を負っていることから、税理士業務は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならない（税理士法第52条）とされ、いわゆる無償独占とされています。

もし、個々の税理士が税務支援事業への従事を拒否するようになれば、税理士制度は社会的要請に応えられないものとなり、無償独占の排除が提起されることが想定されます。

無償独占が排除されれば、税理士でなくても申告書作成などが行えるようになります。そうなれば、税理士の業務は大幅に縮小し、税務に関する専門家としての社会的地位が揺らぐことにもなりかねません。

税理士制度を維持・発展させていくためには、無償独占の根幹を支える税務支援事業が、今後とも着実に継続されることが必要です。

【税務支援事業】

四国会では、申告納税制度の維持・発展に寄与すべく、税務支援事業に取り組んでいます。これは、経済的理由により税理士に依頼できない小規模納税者や税理士会が地域の実情等を考慮して援助が必要と認めた方を対象として、著しく低い報酬で税務相談等を行うものです。

この税務支援事業は、①税理士会が主体的に実施する「独自事業」②国税当局が行う委託事業を受託して実施する「受託事業」③商工会や青色申告会など税理士会が指定する団体と協議し、税理士を派遣して実施する「協議派遣事業」に区分されます。

主な「独自事業」としては、高松・松山・徳島・高知・丸亀支部で実施している「税金相談センター」が挙げられます。「受託事業」としては、「確定申告期における無料申告相談」や「確定申告電話相談センターにおける電話相談等業務」が挙げられます。

なお、所得税確定申告期において行う「独自事業」と「受託事業」については、会員に対して、その従事が義務付けられています。

【税務支援事業の今後】

会員の皆さんには、税務支援の趣旨・目的と税務支援事業への従事義務に対する理解を深めて

いただき、四国会の税務支援事業が抱える課題や取組について、ともに考え、様々な機会を通じて、ご意見等をいただきたいと思います。

1 独自事業の充実

スマホによる申告件数の増加により、税務署への来場者数は年々減少傾向にあり、今後は、国税局からの受託事業が大幅に縮小することが予想されます。このような状況において、税務支援事業を着実に継続していくためには、これに代わる取組として、独自事業の充実が求められています。四国会における地域の事情や納税者利便に資する独自事業を進めていかなければなりません。

2 ICTの活用

情報技術の発展に伴い、スマホによる確定申告やAIによる簡易な相談など、納税環境は大きく変化しています。すでに、一部の単位会では、ウェブ会議システムを利用した、リモート対応による税務相談や協議派遣事業（申告書等作成指導）を試行的に実施しています。

四国会においても、会員の高齢化や減少、遠隔地への支援などを考えると、対面での納税者指導が困難な事態の到来が予想されます。納税環境の変化を感じつつ、従事会員の少ない支部への支援策として、また、独自事業の見直しの一環として、ICTの活用について検討を進め、試行に取り組む必要があります。

3 働きやすい税務支援環境の整備

今後も当部会では、従事会員の皆さんの負担を軽減すべく、税務支援事業に従事しやすい環境の整備に努めてまいります。意見・要望等があれば、担当までお願いします。

以上、今後も、税務支援対策部に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。1月（会報発行日以降）～3月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館 2F	2/12 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		3/12 (木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	2/6 (金)・3/19 (木)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		2/20 (金)・3/6 (金)		資産税	古谷 守
		2/6 (金)・3/19 (木)			池田 康廣
徳島	県連事務局	1/23 (金)・2/6 (金) 2/27 (金)・3/6 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	2/4 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		1/21 (水)・3/18 (水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

研修部からのお知らせ

国税庁への研修受講記録の提供について

研修部長 大石 真紀

本年春頃、国税庁から日税連に対して、会員の研修履行状況に関するデータ提供依頼があり、既に受講時間等の研修受講記録の提供がなされております。この依頼の趣旨は、国税当局が各署における税理士の実態確認調査対象の税理士を選定する際の参考にするためとのことです。

日税連からも、研修受講義務の徹底について、「税理士は年間36時間の研修受講が義務付けられています。研修受講義務は、税理士業務の改善進歩及びその資質向上を図るために規定されたものであり、本来であれば全会員が受講義務を履行し、研修受講達成率が100%でなければなりません。研修受講義務違反は会則違反ひいては税理士法第39条（会則を守る義務）違反となります。」という旨の示達が発布されております。

研修受講義務の達成は、会則等の遵守による自己研鑽だけでなく、関与先納税者や国民に対する税理士制度の信頼性向上に繋がるものです。研修受講の必要性についてあらためてご認識いただき、研修受講への取組みをお願いいたします。

なお、研修部では、特に年内を中心に全国統一研修会を含む会場型研修を企画、実施しておりますが、ウェブによる研修も充実しております。

特に、日税連マルチメディア研修は、内容が充実しており、会員から好評をいただいております。

会場型研修のご参加はもちろんのこと、ウェブ研修もぜひご活用いただき、3月31日までに36時間の研修受講義務の達成をお願い申し上げます。

研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定3時間	令和6年度 第4回全国統一研修会 「法人税実務の留意事項」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ先のトラブルシューティング研修会	税理士 富永 昭雄 氏
令和7年10月21日(火)～令和8年10月20日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	保険税務研修会 生命保険の活用と税務	税理士・東京会会員 追中 徳久 氏
令和7年12月12日(金)～令和8年12月11日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	【色々な論点がある】 『貸付金の評価実務』	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和7年12月17日(水)～令和8年12月16日(水) (オンデマンド配信)	算定4時間	税務研究所 第1回税務研究発表会	税務研究所研究員一同

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



◆TAINSメールニューストピックス

No.750（2025.12.04 発行）からNo.753（2025.12.18発行）より

なお、TAINS メールニュースの全文は、TAINS ホームページで確認することができます。

【1】 今月のお知らせ

収録した判決・裁決の一部を紹介します。

【法人税】

- ・ R07-03-11 東京地裁 棄却、控訴 Z888-2772
寄附金／卸売業者が負担した増仕切価格と仲卸業者等への実際の販売価格との差額

【所得税】

- ・ R06-11-01 裁決 全部取消し、一部取消し F0-1-1721
重加算税／隠蔽仮装の認定／フリーダー事業等

（税法データベース編集部）

【2】 今月の判決等

代償財産の価額～相続税の負担割合と遺産分割の割合とが異なるのは当然～

（令06-05-23 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2831）

原告（母である亡丙の権利義務を承継）は、亡乙（祖父、平成17年死亡）の遺産分割調停の成立により、亡乙の他の相続人（丁ら、戊）から代償財産を受け取ることとなり、丁ら及び戊が更正の請求をしたことに伴い、増額の更正処分を受けました。本訴では、原告は、相続人間の合意による遺産分割の割合（25%）がある場合には同割合をもって相続税の負担割合とするべきであるから、代償財産の価額について定めた相続税法基本通達11の2-10（2）（本件通達）を適用するのは相当ではないなどと主張して、更正処分の取消しを求めました。

東京地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。なお、この判断は東京高裁（Z888-2756）でも維持されています。

代償分割の時と相続開始の時の代償財産の価額とが異なる場合は、代償財産の価額を相続開始の時の時価に修正する必要がある（相法22）。修正するための算定方法を定めた本件通達等は、相応の合理性がある。

本件調停成立により丁ら、戊及び亡丙相続人らが取得した財産及び債務等の相続時の時価を前提とすると、亡丙の課税価格が相続税の課税価格に占める割合は約30%となり、遺産分割協議において亡丙が取得した相続財産が亡乙の遺産全体に占める割合25%を超えることとなる。これは、遺産分割制度と相続税制に係る法の規定が相違することから当然に予定された帰結であるから、これらの割合が異なることをもって、更正処分の違法性を根拠付ける事情とはならない。

（税法データベース編集部：依田 孝子）

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- （1）インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- （2）電話による場合 事務局（03-5496-1195）までお電話ください。

税の広場

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

1 改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区 分	課 税 さ れ な い 金 額		
	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円	同 左
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左	

2 改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

- (1) 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2) 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの
- (3) (1) 又は (2) の通勤手当の差額として追加支給されるもの

【引用先】 国税庁HPより一部抜粋

私のイチオシ！

現在、43都道府県制覇



赤穂 英一（大洲支部）

本年度からの新企画ということで、県連広報部から投稿を割り当てられました。趣旨に沿ったものか分かりませんが、私は国内各地を巡るのが趣味の一つで、これまでに43都道府県を訪問したことについて筆を執らせていただきます。通過はしても未訪問は4県（岩手・山形・新潟・茨城）のみです。

国税庁勤務時には、深夜勤務の連続で超勤は優に毎月100h以上の疲労困憊の毎日（今は随分改善されており、約35年前の霞が関中央官庁は不夜城と言われていた時代の話）でしたが、家族異動していたので、休日には妻や子供達のオーダーに応じて色んなところを訪れ、私自身もリフレッシュしていました。また、大阪国税局勤務時には、単身赴任していたので、休日に帰省する代わりに妻を呼んで方々案内しました。

いずれの時も同勤していた職場の先輩や同僚から、訪問の一押しネタを沢山提供していただき、感謝するとともに、最終的には現地の方より詳しくなっていました。

また、部内旅行、毎年続けている家族旅行や税理士登録後の顧問先グループとの親睦旅行でも各地を巡っています。

加えて、国税庁、大阪・高松国税局在勤中には、全国の国税局との会議や意見交換等をする機会が多く、仕事での訪問も加えると、かなりの回数になっております。

訪問済の都道府県で私のベスト10は、1位北海道、2位沖縄、3位大阪、4位京都、5位宮城、6位広島、7位和歌山、8位島根、9位長崎、10位石川です。

紙面の関係もあるので、ごく一部のトピックを紹介します。

1位の北海道は、46年前に新婚旅行で1週間満喫したのをはじめ、5回訪問しています。道内移動にはレンタカー（高速道路と勘違いする広い一般道）や飛行機を利用、最近では函館新幹線にも乗車し、今までに札幌、旭川、北見、釧路、小樽、函館、登別、帯広、富良野等、道内の3分の2を制覇しています。食では羊ヶ丘のジャガバター、北見のほたて、函館朝市の毛ガニ、サッポロビール園のジンギスカン、帯広のパンチョ豚丼、小樽のすし、旭川の山頭火ラーメン、ほかにも沢山の美味しい料理を堪能しました。観光では層雲峡、阿寒湖のマリモ、霧の摩周湖、屈斜路湖、小樽のガラス細工、函館山の建造物と日本三大夜景、五稜郭、登別温泉、アイヌコタン、洞爺湖、大通公園、日本三大がっかりの札幌時計台などきりがありません。

2位の沖縄は、3回訪問しています。建築中・完成後・焼失後の首里城、美ら海水族館、南大東島（那覇空港から19人乗り通勤機、搭乗手続き時に体重測定し座席指定、サンゴ礁が隆起した島で北大東島まで8キロ・水深2,000メートル、一面サトウキビ畑）、ひめゆりの塔と地下壕（戦時下に軍幹部が自爆した際の手りゅう弾破片が漆喰に食い込んでいる）、万座毛、美ら海水族館、東南植物園、国際通り、普天間基地（戦闘機の離着陸を見学できるタワー）、古宇利島、パイナップル園、広大な鍾乳洞等、本島の3分の2を制覇しています。食では、サターアングギー、ソーキそば、豆腐よう、ジーマミー豆腐、冷やしぜんざい、海ぶどう、巨大ステーキ、オリオンビール、

泡盛（フルーティで50年前と大違い、自宅に40年物泡盛古酒5.4ℓ入り瓶有）、ほかにも沢山の琉球料理を堪能しました。飛行機から見下ろした海（白っぽい水色から濃い青、他県では見られない景色）や琉球舞踊も印象に残っています。

3位の大阪は、京都・奈良・滋賀・兵庫・和歌山も加えて、数え切れません。安くてうまい店、高くておいしい店、郷土料理（滋賀の鮎寿司、奈良の柿の葉寿司、和歌山のなれ寿司・めはり寿司等）、春の桜（醍醐寺・吉野・造幣局通り抜け・二条城や清水寺の夜桜・他多数）、夏の祭り（祇園祭り等）、秋の紅葉（嵯峨野・嵐山・東福寺・鞍馬寺・他多数・奈良公園の鹿の角切り）、冬の行事（二月堂のお水取り）、京都鴨川沿いの料亭梅村はサスペンスドラマによく登場し納涼床で堪能した鱧づくしは絶品で風情があり、私と妻の一推しの一つです。大阪USJ、海遊館、通天閣、奈良国立博物館での正倉院展、熊野古道、国宝級や世界遺産の神社仏閣、大阪城（国税局に近く昼休みに敷地内を散歩）、姫路城、天橋立、伊根の舟屋、有馬・城崎・白浜温泉等とアルバムの多くのスペースを占めています。

これら以外に、イベント会場等では、東京ディズニーランド・池袋サンシャイン60の水族館やプラネタリウム、東京タワー、東京スカイツリー、各地のドーム球場での野球観戦、大阪吉本新喜劇、島根足立美術館、長崎ハウステンボス、大分の海たまご、秋田の竿燈祭り、青森のねぶた、岐阜のラインくんだり、出雲大社（妻と知り合った年にそれぞれが参拝していたのには、ビックリ）など、数えきれません。

食では、金沢の近江町市場の近江町食堂（料理人道場六三郎監修の店）の海鮮丼や山口の大谷山荘（プーチン氏も宿泊した宿）の天然とらふぐフルコースも絶品で、これも私の一推しの一つです。

これまで多くの地を巡る機会を得たことに感謝するとともに、これからも城・窯元・温泉・郷土料理等巡りを中心に、夫婦健康な時に少しでも多く旅を続けたいと思っています。



料亭梅村の納涼床で乾杯

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

支部だより

坂出支部



支部旅行

坂出支部では、会員及び家族を含めた支部旅行を開催いたしました。

総勢20名の参加で令和7年11月9日に観光列車「四国まんなか千年ものがたり」を堪能してまいりました。

支部会員の懇親を図るため昨年に続き日帰り旅行。

坂出駅に集合しバスで琴平駅に。

到着後、まずは「四国まんなか千年ものがたり」専用の待合室へ。

スープなどを堪能後「そらの郷紀行」下り列車に乗車、3両編成の3号車（秋彩の章）をほぼ貸し切り状態での出発です。

香川県の田園風景を車窓に、今では列車もしくは徒歩でしか行くことができなくなった坪尻駅に到着しスイッチバック完了。

ほどなく、金毘羅さんのカフェレストラン「神椿」監修の「さぬきこだわり食材の洋風料理」が運ばれはじめ皆さん乾杯。

食事をしながらの車窓には徳島県の幾分紅葉した風景と、いよいよ大歩危小歩危溪谷。

約2時間の行程で大歩危駅に到着し、皆さんで記念撮影。

再びバスに乗車し、日本三大秘境の祖谷のかずら橋へ。

列車から降りるまで雨模様であったせいで足元が悪くかずら橋を恐る恐る渡り切り、琵琶の滝へ。

先ほどまでの雨模様もあり水量も十分でした。

次に大歩危峡遊覧船貸し切り乗船。

船頭さんにガイドをしていただきながら



2億年の歳月を要してできた吉野川の美しい彫刻の絶景を満喫です。

次は高知県、杉の大スギ。

樹齢三千年の国の特別天然記念物で神社に存在するものでは最大らしく、歴史の鼓動が聞こえてくるようでした。

香川県への帰路の途中で道の駅霧の森へ。

夕方だとゲットすることが困難な人気の「霧の森大福」を目当てに販売所へ。

夕方にもかかわらず幸運にも霧の森大福をゲット。

バスに乗車し帰路の途中高松道に入ると見事なまでの大雨。

しかし幸運にも坂出駅に到着する頃には雨上がりの解散です。

事前の天気予報では雨時々曇りの雨模様が予想され皆さん傘などの雨具を持参していましたが、幸運にも列車やバスからの下車時には雨具いらずの支部旅行でした。

繁忙期を迎える前に参加者、添乗員、運転手様と共に有意義な一日を過ごすことができました。



会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈12月22日〉・・・新入会員



ふるかわ ありさ
古川 有沙
 支 部 高松支部
 事務所 高松市岡本町1263番地1
 古川修事務所
 電 話 087-884-7200
 趣 味 読書



みよし さちこ
三好 幸子
 支 部 長尾支部
 事務所 さぬき市大川町富田西
 2435-1
 松本周事務所
 電 話 0879-23-2266
 趣 味 電車に乗ること



12月の登録者に税理士証票を交付

四国税理士会 会員数

12月31日現在

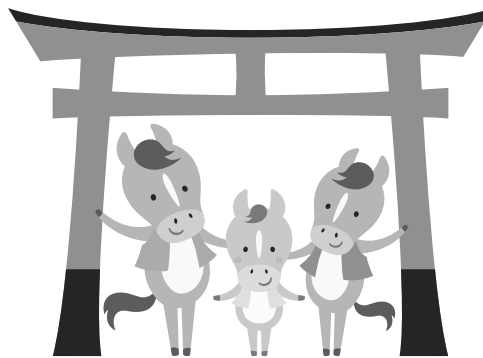
県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	553	29	18	47
愛 媛	573	43	21	64
徳 島	295	24	13	37
高 知	241	10	5	15
合 計	1,662	106	57	163

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

〈お詫び〉

前号(478号)に下記のとおり、誤記がありましたので、訂正してお詫びいたします。

P.35 会員異動 転入 北堀 和俊 先生
 (正) 入会<10月30日>
 (誤) 入会<11月28日>



編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

編集後記をしたためののは実に8年8ヵ月ぶりとなります。

いつ以来だろうと思ひ立ち、当時の会報を久しぶりに読み返してしまいました。

振り返りはさておき、毎年初詣に81番札所の白峯寺へ参拝するのですが、ここ数年、そこでカラス天狗のおみくじを引いています。中身と外身どちらが目的かわからなくなってしまい、カラス天狗がだんだん増えてきています。

皆様の今年の運勢はいかがでしょうか？

皆様にとって良い一年でありますようお祈り申し上げます。

本年も広報部一同、誠意、会報紙の発行に取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

(石井)

協 同 組 合 情 報



暮らしや事業にお役立てください

全税共の各種事業

優待料金で
利用できる **健康事業**



全国29ヶ所

PET検診

早期ガンの発見に

全国23ヶ所

人間ドック

病気の早期発見、
早期治療に

全税共事務代行社
(株)日税ビジネスサービス **0120-839-971**

次の一步、考えていますか

事業承継(M&A等)顧客紹介制度

M&Aのみならず、
親族・従業員承継や廃業に伴う不動産売却など
あらゆる角度から事業承継をサポートします。

本件に関するお問い合わせ先
三井住友信託銀行
人生100年応援部民事信託共創チーム



03-3286-8229



介護の悩みを電話でサポート

介護無料相談

業務委託先：SOMPOヘルスサポート(株)

全税共会員専用
フリーダイヤル **0120-009-737**

※全税共会員であることをお伝えください。

健康で豊かな人生を全ての人に

健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

提携先：ティーベック(株) 全税共会員は
入会金が割引に

全税共事務代行社
(株)日税ビジネスサービス **0120-839-971**

24時間365日、いつでも見守り駆けつけます

ホームセキュリティ

提携先：セコム(株) ご契約いただくと
全税共会員限定の特典付

セコム
ホームマーケットデスク **0120-756-892**

※全税共会員であることをお伝えください。

高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート

みまもりサポート

提携先：総合警備保障(株) 全税共会員
限定の割引有

ALSOK 24時間対応 **0120-39-2413**
テレフォンサービスセンター

※全税共会員であることをお伝えください。

税制優遇のある確定拠出年金で老後資金を準備

個人型確定拠出年金(DC)

第一生命確定拠出年金
サポートダイヤル **0120-401-005**

ニッセイ確定拠出年金
コールセンター **0120-218656**

電話による税の無料相談

共催：日本税理士会連合会・(公財)日本税務研究センター
支援：全国税理士共栄会

(公財)日本税務研究センター内

(直通) **03-3492-6016**



全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333



四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間*でお支払いした保険金

633件 23億7,167万4千円

※2023年7月1日～2024年6月30日

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>

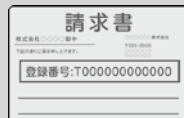


税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



インボイス制度 対応

ネット受付口座振替サービス 開始!



【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから！

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは

03-3345-0890




税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス





複利で2%!!

紹介手数料をお支払い
**紹介キャンペーン
実施中**

関与先をご紹介いただいた場合
新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合
新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
詳しくはぜひたいきょう事務局まで。

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための **関与先にもお勧めください!**

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

ご契約いただける方 関与先の皆様もご加入できます
満65歳未満までOK!

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜひたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。

★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。



退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

加入期間	口数10口(10,000円)の場合		
	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乘せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**
(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
http://www.zeitaikyo.com



ぜいたいきょう 検索
制度の詳細はホームページをご覧ください

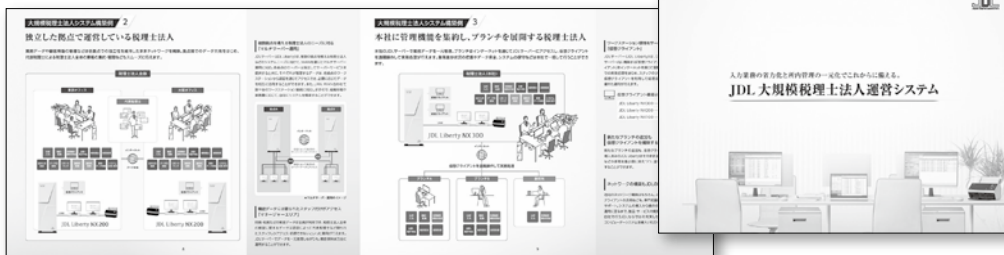
ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

入力業務の省力化と所内管理の一元化でこれからの備える。

JDL 大規模税理士法人運営システム

基幹業務を効率化するAI-OCRや財務・税務システムをはじめ、実務に特化した事務所管理・顧問先管理のグループウェア、外出先からのリモートワークシステム、顧問先用の自計化ツールに至るまでをトータルにご提供。さらなる事業拡大に取り組むための業務効率化と経営改善を実現します。

税理士法人の業務効率化やシステム構築例を掲載した冊子を無料で差し上げます。



- 基幹業務の効率化による“組織全体の生産性向上”
- 人海戦術に頼ることのない“新規顧客の獲得”
- 多くの顧客・スタッフを抱える“税理士法人ならではの課題”を解決
- 業務環境の改善で“スタッフから選ばれる税理士法人”へ

スマートフォンからも簡単に申し込みいただけます！



入力業務削減は「JDL AI」。詳しくはホームページをご覧ください！



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力が 楽になる!



MJS公式キャラクター
「ミロちゃん」

仕訳やチェック時間を効率化

NX^{AGELINK}-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類
通帳 レシート 領収書

解析・自動仕訳

AI-OCR

仕訳・残高を
自動チェック

取引データ
銀行 クレジット
利用明細

AI仕訳

MJS AI AI監査支援。

MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索



高松支社

〒760-0018
香川県高松市天神前10-12 香川天神前ビル8F
TEL: 087-833-1154

松山支社

〒790-0001
愛媛県松山市一番町3-3-3 菅井ニッセイビル8F
TEL: 089-915-0369

会計事務所の“信頼とミライ”を創造する
Designing Reliance and the future

EPSON
EXCEED YOUR VISION



会計事務所の業務効率化・高付加価値化を支援する ウェブラット・クラウドサービス

事務所業務の効率化支援

<p>金融情報やPOSレジデータから 仕訳データを自動作成</p> <p>Weplat 自動仕訳サービス</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">銀行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">POS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">クレジットカード</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">電子マネー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">CSV形式の出納帳</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p>10ライセンス</p> <hr/> <p>月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>紙の証憑から自動仕訳化^{※1}</p> <p>Weplat スキャンサービス</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p>処理件数制限なし</p> <hr/> <p>月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>月次チェックの時間削減と チェック品質の標準化・向上を実現</p> <p>Weplat 監査支援サービス</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">財務データ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">残高チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">仕訳チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">消費税チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">重複チェック</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p>フリーライセンス</p> <hr/> <p>月額 20,000円(税別)^{※2}</p>
---	---	--



顧問先への付加価値アップ支援

<p>顧問先企業へ新たな価値を提供し、 顧問先企業の成長を支援</p> <p>Weplat 経営支援サービス</p> <hr/> <p>エントリー版^{※3}</p> <hr/> <p>月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>月次監査や 経営判断に活用できる 過去会計レポート</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経営者が求める 未来会計のレポートを スムーズに作成</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボタン一つで財務R4の残高から美しいレポートを作成できる!Excel®で編集も自由自在! ●日本政策金融公庫総合研究所「小企業の経営指標調査」を使った業界比較が可能! ●オリジナルの経営計画資料も手間なく作成でき、顧問先の業績アップを簡単お助け!
---	---	--



さらなる事務所の発展!

※1:自動仕訳を行うには1仕訳あたり、記帳代行チケット20円が必要です。 ※2:年間でのお申し込みとなります。 ※3:エントリー版は同一月内に10会社データまでレポート作成が可能です。処理件数制限のないフリーライセンス版もございます。
*サービスのご利用にあたっては「INTER KX 財務会計 R4」もしくは「財務顧問 R4 Professional」が別途必要です。*本媒体上の他者商標の帰属先は、エプソンのホームページをご確認ください。

エプソン販売株式会社

お求め・ご相談はこちらまで

株式会社 **エイ・ビー・エム**

TEL.089-976-6200 FAX.089-976-2288

〒790-8535 松山市福音寺町235-1 (ホームページ) <https://www.abm.co.jp/>

今すぐ始める会計業務DX!

AI-OCRで証明書をスキャンするだけで簡単データ化!

給与
処理 db

所得税
申告 db

読取可能な証明書が増え、年末調整や確定申告がラクに!



保険料控除証明書 4種



源泉徴収票



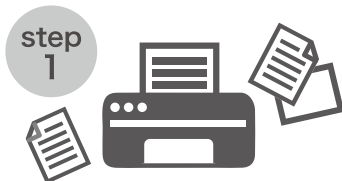
寄附金控除証明書



医療費控除明細書

- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除

3ステップで簡単データ化! 入力の手間を大幅削減!



step 1
年末調整や確定申告に必要な証明書をスキャン。jpgやpdfも読み取り可能!



step 2
必要項目をAIが自動で抽出。自動でデータ作成!



step 3
自動生成されたデータを確認するだけ!

業務改善に役立つ新商品バリエーション

NEW PRODUCTS VARIATION

経費精算サービス

出張費 交際費

スマホ対応 ペーパーレス

経費精算に必要な申請書や領収書を一括デジタル管理!

決算関係書類送信サービス

会計事務所が顧問先に代わって決算書等のデータを提供!

ICSデジタルポスト

ファイル形式の制限はなし!

PDF・JPEG・DOC・XLS・CSV・PNG・PPT・TXTなど

紙の請求書や証憑を顧問先と簡単にクラウドでデータ共有!



<http://www.kokusai-ics.co.jp/>

国際コンピューター株式会社

松山営業所 〒790-0003 松山市三番町4丁目8番地7

高松営業所 〒760-0017 高松市番町3丁目3番17号 第1 讃機ビル5F

徳島営業所 〒770-0813 徳島市中常三島町1丁目27番地2

☎089-933-0310

☎087-837-0308

☎088-626-1550

全国税理士共栄会だより No.597

(2026年1月号)

謹賀新年



明けましておめでとうございます。午年の本年は、
 気力が高まり、勢いよく物事が進展する年といわれ
 ております。この一年が皆さまにとって希望と前進
 の年となりますようお祈りいたします。

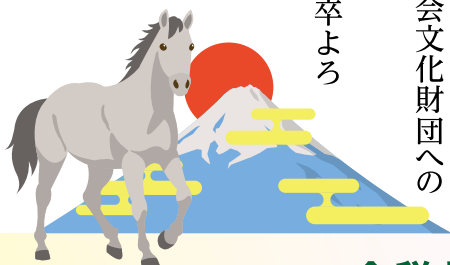
本共栄会事業につきましては、主要事業であるVIP大型総合
 保障制度や全税共年金、さらに各種会員向けサービスなど、お陰様
 で堅実に前へと歩みを続けております。本年も、創立当初より掲げ
 ております「税理士業界と関与先、提携企業が共に発展する」と
 いう基本理念と共に、より高みを目指し、役員一丸となって業務に
 取り組んで参る所存です。

また、社会貢献活動として長く続けております2つの公益財団
 法人、日本税務研究センターおよび全国税理士共栄会文化財団への
 運営支援等も引き続き行って参ります。

新しい年も変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろ
 しくお願い申し上げます。

令和八年元旦

全国税理士共栄会
 会長 秋場 良司



全税共の事業と社会貢献活動

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険

掛捨の割安な保険料で大きな保障

経営者保険総合プラン

経営者等の退職金準備に最適な保険

経営者スーパープラン

医療費対策に最適な保険

団体所得補償保険

就業不能時の収入を補償

新・団体医療保険

入院1日目から補償、日帰り入院も補償

介護・がん補償保険

要介護3以上で、年金方式の保険金

ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)

5つの補償で、リスク管理

個人賠償責任補償保険

日常生活における賠償事故を幅広く補償

取引信用保険シンプルプラン

売掛金の貸倒れリスクを補償

全税共年金

税理士、事務所職員、関与先等関係者のための
 公的年金を補完する拠出型企業年金保険

事業承継(M&A等)顧客紹介

PET・人間ドック

介護無料相談

健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

ホームセキュリティ

みまもりサポート

全税共個人型DC(確定拠出年金) など

社会貢献活動

公益財団法人 日本税務研究センター

税務相談室の運営支援

公益財団法人 全国税理士共栄会文化財団

地域文化の振興支援

全税共文化サロンの運営

